

平成27年 3 月和水町議会定例会会議録

平成27年 3 月11日和水町議会第 1 回定例会を議場に招集された。

1. 平成27年 3 月11日午前10時00分招集

2. 平成27年 3 月11日午前10時00分開会

3. 平成27年 3 月11日午後 5 時40分散会

4. 会議の区別 定例会

5. 会議の場所 和水町役場議場

6. 本日の応招議員は次のとおりである。(14名)

1 番 生 山 敬 之	2 番 森 潤一郎	3 番 蒲 池 恭 一
4 番 豊 後 力	5 番 荒 木 政 士	6 番 松 村 慶 次
7 番 小 山 暁	8 番 高 巢 泰 廣	9 番 庄 山 忠 文
10 番 池 田 龍之介	11 番 杉 村 幸 敏	12 番 笹 淵 賢 吾
13 番 荒 木 拓 馬	14 番 杉 本 和 彰	

7. 本日の不応招議員は次のとおりである。(0名)

な し

8. 本日の出席議員は応招議員と同じである。

9. 本日の欠席議員は不応招議員と同じである。

10. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事 務 局 長	松 尾 裕 二	書 記	前 田 聡 子
---------	---------	-----	---------

11. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町 長	福 原 秀 治	教 育 長	小 出 正 泰
総 務 課 長	高 木 洋一郎	総 合 支 所 長	松 尾 憲 成
会 計 管 理 者	隈 部 久美子	兼 住 民 課 長	企 画 課 長
税 務 住 民 課 長	石 原 民 也	今 村 裕 司	堤 一 徳
経 済 課 長	坂 本 政 明	健康福祉課長	池 田 宝 生
学 校 教 育 課 長	吉 田 収	建 設 課 長	有 富 孝 一
学 校 統 合 推 進 室 長	樋 口 哲 男	社 会 教 育 課 長	福 祉 課 長
事 業 課 長	山 下 仁	坂 本 誠 司	町立病院事務部長
特 別 養 護 老 人	石 原 忠 邦	豊 後 正 弘	
ホ ー ム 施 設 長			

12. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告及び施政方針
- 日程第5 議案第5号 和水町行政手続条例の一部改正について
- 日程第6 議案第6号 和水町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第7号 和水町報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第8号 和水町地域包括支援センターの運営及び職員の基準を定める条例の制定について
- 日程第9 議案第9号 和水町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第10 議案第10号 和水町介護保険条例の一部改正について
- 日程第11 議案第11号 和水町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第12号 和水町下水道条例の一部改正について
- 日程第13 議案第13号 和水町手数料条例の一部改正について
- 日程第14 議案第14号 和水町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第15号 和水町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の廃止について
- 日程第16 議案第16号 和水町教育長の勤務時間、休日、休暇及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について
- 日程第17 議案第17号 和水町立学校設置条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 日程第18 発議第1号 和水町議会委員会条例の一部改正について
- 日程第19 発議第2号 和水町議会改革調査特別委員会の設置について
- 日程第20 議案第18号 平成27年度和水町一般会計予算
- 日程第21 議案第19号 平成27年度和水町国民健康保険事業会計予算
- 日程第22 議案第20号 平成27年度和水町介護保険事業会計予算
- 日程第23 議案第21号 平成27年度和水町特別養護老人ホーム事業会計予算
- 日程第24 議案第22号 平成27年度和水町簡易水道事業会計予算
- 日程第25 議案第23号 平成27年度和水町下水道事業会計予算
- 日程第26 議案第24号 平成27年度和水町特定地域生活排水処理事業会計予算
- 日程第27 議案第25号 平成27年度和水町春富財産区特別会計予算
- 日程第28 議案第26号 平成27年度和水町後期高齢者医療事業会計予算
- 日程第29 議案第27号 平成27年度国民健康保険和水町立病院事業会計予算
- 日程第30 議案第28号 平成26年度和水町一般会計補正予算（第10号）
- 日程第31 議案第29号 平成26年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第2号）
- 日程第32 議案第30号 平成26年度和水町介護保険事業会計補正予算（第2号）

- 日程第33 議案第31号 平成26年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第4号）
日程第34 議案第32号 平成26年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第3号）
日程第35 議案第33号 平成26年度和水町下水道事業会計補正予算（第2号）
日程第36 議案第34号 平成26年度和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第1号）
日程第37 議案第35号 平成26年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第2号）
日程第38 議案第36号 平成26年度国民健康保険和水町立病院事業会計補正予算（第3号）
日程第39 議案第37号 指定管理者の指定について
日程第40 議案第38号 指定管理者の指定について
日程第41 陳情等の常任委員会付託について
日程第42 一般質問
6番 松村慶次議員
-

開会・開議 午前10時00分

○議長（杉本和彰君） 起立願います。おはようございます。

御着席ください。

ただいまから、平成27年3月和水町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（杉本和彰君） 日程第1、会議事録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第126条の規定によって、2番森潤一郎君、3番蒲池恭一君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（杉本和彰君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月20日までの10日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月20日までの10日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（杉本和彰君） 日程第3、諸般の報告を行います。

平成27年3月和水町議会定例会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位には、公私極めて御多忙なところ出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

本定例会に提出された諸議案は、条例13件、補正予算9件、当初予算10件、その他2件、人事4件、計38件であります。本定例会に提出される諸議案につきましては、後刻町長から説明がありますが、議員各位におかれましては、円滑に議事を進められ適正妥当な議決に達せられますよう切望してやまない次第であります。各位には十分御自愛の上、諸般の議事運営に御協力を賜りますようお願い申し上げまして開会のごあいさつといたします。

本定例会に上程された議案及び一般質問事項のため、地方自治法第121条第1項の規定により、町長以下、教育委員会の説明者の出席を要請しております。

諸般の報告、12月定例会以降の主な行事及び地方自治法第199条第9項及び同法第235条の2第3項の規定に基づき、報告を受けた監査及び出納検査の状況は、お手元に配布のとおりです。

なお、2月18日に開催されました熊本県町村議会議長会の定期総会の中で、全国町村議会議長会及び熊本県町村議会議長会からの自治功労の表彰がっております。本町から、荒木拓馬議員が15年以上在籍ということで、表彰を受けております。この場を借りまして御報告申し上げます。おめでとうございます。

以上で、諸般の報告を終わり、開会のごあいさつといたします。

日程第4 行政報告及び施政方針

○議長（杉本和彰君） 日程第4、行政報告及び施政方針を行います。

これを許します。

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 皆さん、おはようございます。町長の福原でございます。

和水町議会の平成27年3月定例会の開催をお願いし、本日は初日を迎えるわけでございますけれども、議員各位には大変御多忙な中、全員の御参会をいただき、誠にありがとうございます。議長のお許しをいただきましたので、行政報告とあわせて平成27年度施政方針について申し述べさせていただきます。

最初に昨年12月以降の行政関連報告につきまして、部門別、ジャンル別に主要な事案につき御報告を申し上げます。

まず、町の主要行事でございます。1月4日、平成27年和水町成人式を執り行い、今年は109名が成人を迎えられ、成人式には93名の出席のもと、新しいスタートのお祝いをいたしました。

1月18日は、玉名駅伝大会が和水町管内をメインとするコースで行われ、和水町が9連覇を果たしております。2月1日は第8回和水町親善駅伝大会が催され、中央Aチームが優勝に輝きましたが、和水町陸上競技の底辺拡大と、伝統維持のためにも今後も承継していかなくてはならないと考えております。2月8日には、第38回戦国肥後国衆まつりを開催し、寒風の中ではありましたが、町外からも多くの方が訪れ、にぎわいをみせました。御尽力いただきました関係の皆さまに心からの御礼を申し上げたいと思います。また、2月22日には、生涯学習推進大会、3月1日には、中央公民館まつりが開催され、地域、グループ、サークル活動等の成果が披露されました。

1月の2日、3日にさかのぼり、恒例の箱根駅伝が行われ、優勝した青山学院大学の神野選手に、最優秀選手賞として和水町から金栗四三杯を授与いたしました。金栗先生の功績への賞賛は絶大で、今後生誕地としての情報発信とともに、和水町への来訪者誘導にも結び付けたいと強く感じたところでございます。

次に、防火防災関連になりますが、暮れの12月27日から和水町消防団年末警戒が実施され、初日の27日に町、議会の巡視を挙行いたしました。消防団員各位をはじめ、関係の多くの皆さまの御尽力に感謝を申し上げるとともに、夜遅くまで地元消防団の激励に集まっていただきました、地域の皆さまの姿には、大きな感動を覚えたところでございます。さらに1月11日には、白石堰河川広場において、恒例の和水町消防団出初式を開催いたし、各団員の日ごろの統制、訓練の成果が発揮披露されました。消防団及び関係者各位、議員、区長の皆さまへの感謝はもちろんでありますが、ちびっこ消防団と応援の皆さまにも御礼を申し上げたいと存じます。

続いて、企業等の誘致関係であります。既に議会の御承諾をいただき、設置が決定しておりましたが、12月20日に、熊本スローワークスクールの開所式が、地元のたくさんの皆さまの御参加をいただき開催されました。同様に1月28日には、緑小跡地の株式会社果実堂の開所式が行われました。同社には既に4名の地元の方が雇用され、従事しておられますけれども、今後の事業拡大と雇用増加を期待するところでございます。神尾小学校跡地への事業誘致につきましては、先方の運営委員会に職員を派遣し、誘致実現に向けて鋭意折衝推進をいたしております。

また、菊水ロマン館の向かい側にホテル建設が決定し、年内開業に向けての建設工事が進められる予定であります。待望久しい本格的な宿泊施設の誘致が事実上実現し、折しも菊水ロマン館一帯を対象とする国交省、道の駅活性化重点地区候補先の認定を受けたところであり、関係省庁のソフト支援も受けながら活性化の地域拠点とすべく、プラン作りを進めたいと考えております。最後に主要道路、菊池川等の整備要望について御報告いたします。1月29日、主要道、玉名八女線道路整備促進期成会において、八女市ともども福岡県庁、熊本県庁に要望陳情を行い、2月5日には、玉名立花線期成会で、また3月2日には、和水町道路整備推進委員会の皆さまとともに玉名地域振興局に対して、要望活動を行ったところでございます。何といたしましても、道路は地域活性化の要でありますので、早期着手の要望を強めて参りたいと思います。

以上、12月定例議会以降の行政の主要行事及び活動についての御報告を申し上げます。

引き続き、平成27年度の施政方針につき申し述べます。

まず、和水町役場庁内の組織の改編についてであります。従来の企画課を変更し、まちづくり推進課として企画調整係、地域振興係、企業誘致係の部門をおき、町の活性化対策事業を推進するとともに、これにかかわる各課の事業企画、事業計画の連携、調整を行い、また移住定住促進、人口減少対策、地域情報発信、地域公共交通対策等の企画推進等あわせ、町の拠点づくり、雇用対策を含めた企業誘致活動を展開したいと考えております。また、従来の経済課事業課を統合分離したかたちで、商工観光課と農林振興課を設置いたします。商工観光課は、商工係と観光係に区分し、商工係は商業支援や商工会等と連携し、商業振興を図り菊水ロマン館、緑彩館、三加和温泉交流センター等の活性化促進事業に取り組むことといたします。観光係は観光資源の開発宣

伝と観光振興を活性化し、古墳祭、山太郎祭、戦国肥後国衆まつり等の企画推進、また伝統工芸の伝承、情報発信など町に人を呼び込むための企画推進を図ります。農林振興課は、三加和総合支所内に設置し、農業政策係、農業振興係、耕地係、林務係に区分します。農業政策では、農業の基本計画、農業団体の組織化、六次産業化等の事業を推進し、農業振興係では、水田農業対策、野菜果樹振興、畜産振興及びその被害対策等を担当してまいります。また、耕地係は土地改良事業、土地改良区、農業用排水施設に関する業務。林務係は林業振興、森林整備、鳥獣被害や駆除、災害対策等を行ってまいります。組織改編のねらいは、各担当課の事業を単発事業にとどめず、まちづくりのためにあるいは町活性化のために紡ぎ合わせ、事業効果を高めること、また反面、専門性を必要とする事業原課においては、一極集中体制をとりたいとの思いをかたちにいたしました。新しい試みでありますので、紆余曲折があろうかとは思いますが、構想の補充を重ねながら体制を強化いたしてまいりたいと考えております。

27年度の新規事業における目玉であり重要課題でありますのは、「まち・ひと・しごと」の地方創生事業であります。この地方創生事業は、26年度の補正事業でありますけれども、繰越事業となりますので、実質新規事業と考えております。町商工会と連携するプレミアム商品券発行事業においては、プレミアムの率を引き上げた地域消費型の商品券を発行し、消費経済の活性化を促すとともに、高齢者、子育て世代への優遇策も兼ね合わせた事業とする予定でございます。

また、観光振興策として、町の観光施設の最新インターネット紹介システムを取り入れ、町外または国外からの観光客をも取り込むべく、事業構想及びシステム構築を進めてまいる計画でございます。

次に、行政報告でも申し上げましたが、菊水ロマン館一帯を対象とする、道の駅における地域拠点機能の強化事業でございます。これは国土交通省が地域活性化の拠点となる事業構想で、地域での意欲的な取り組みが期待できるものとして、道の駅きくすいが重点モデル候補に選定されたものでございます。今後は、重点道の駅に選定されるために、道の駅と再生検討協議会を立ち上げ、肥後民家村と周辺施設と連携した機能拡大に向けてのプラン作りから開始する予定であります。なお、本協議会には、国交省の参画も得られ、企画立案段階からの支援も受けられることとなっております。多世代の交流の拠点、観光ゾーン整備による観光客の呼び込み拠点、物産販売、六次産業化等による雇用の創出を目指すとともに、隣接して建設されるホテルとの相乗効果と連携を図っていきたいと思います。

次に、小さな拠点を支える公共交通網の構築事業として、町の実情に即した交通ネットワークの形成を検討するもので、コミュニティバス、乗り合いタクシー等の導入も視野に入れ、地域の実情や利用者ニーズを調査分析を行い、地域公共交通網形成計画を策定し、平成28年度の実証運転を目指します。これは車を運転しない、あるいは車の運転ができない高齢者等の買い物や通院など、日常生活の移動手段の確保を目的とする福祉施策の一環ととらえております。また、地方版総合戦略策定の取り組みを行い、農林業の振興施策、地域づくり対策、文化史跡を中心とする集客計画、移住定住施策の確立等を実現できる計画として盛り込んでまいりたいと思います。大きな取り組みといたしましては、菊水区域学校統合関連事業として、長寿命化改修実施設計委

託料、用地購入費、造成費用など、約2億2,700万円余りを計上させていただいております。平成29年4月の統合開校に向けて、何とぞ御容認をいただきますようお願いを申し上げます。

三加和地区学校跡地活用につきましては、現在折衝中の神尾小学校跡地利用の実現に向けて鋭意推進してまいります。本事業の進出が実現すれば緑彩館、三加和温泉交流センターを中心に、地域との連携及び画期的な活性化が期待されるところでございます。

福祉面では認定こども園がはじまり、保育と教育を備えた施設において、家庭環境に応じて保育とするか教育とするかを選択できるようになります。簡易水道事業におきましては、公共施設や中央地区への安定供給のために給水地区を拡張し、未普及地域の排水管工事を計画いたしております。また、従来からの懸案事項であります、町立病院、きくすい荘の対応も早急に方向性を見いだす必要に迫られ、火葬施設の問題と合わせ課題は山積いたしておりますが、議会のお力添えをいただきながら、結論を導き出すために精一杯を傾けてまいります。

最後になりますが、本日は東日本大震災の4年目にあたります。改めて哀悼の意を表しますとともに、御当地の復興を願うものでございます。と同時に和水町におきましても、不慮の災害に備えた備品・施設・体制の強化を図ってまいります。平成27年度町政におきましても、議会並びに議員各位の心からなる御支援を賜りますようお願いを申し上げまして施政方針とさせていただきます。以上でございます。

○議長（杉本和彰君） これで、行政報告及び施政方針は終わりました。

日程第5 議案第5号 和水町行政手続条例の一部改正について

○議長（杉本和彰君） 日程第5、議案第5号「和水町行政手続条例の一部改正について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

総務課長 高木洋一郎君

○総務課長（高木洋一郎君） ただいま議題となりました、和水町行政手続条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。議案第5号和水町行政手続条例の一部を改正する条例について、和水町行政手続条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成27年3月11日提出。和水町長福原秀治です。この条例は平成27年4月1日に施行されます、行政手続法の一部を改正する法律の施行に合わせまして和水町行政手続条例の一部を改正する必要性が生じたことから提案するものであります。行政手続法の主な改正点は、一つには法律に規定された要件に適合しない行政指導を受けたと思慮する場合に、その行政指導の中止等を求める制度が加えられました。二つ目に法令違反の事実を発見した場合に、その是正をするための処分等を求める申し出制度が創設されたものでございます。それに合わせまして、今回改正条例においては、新旧対照表を見ていただければ幸いです。新旧対照表の9分の7、中止を求める規定が34条の2として3つの項を追加いたします。中止を求める等の手続等を規定したものでございます。また、処分等を求める規定は8ページに第4章の2を新たに設け、条例第34条の3として、3つの項を追加し、処分等を求める手続等を規定しております。その他33条に第2項を追加いたしまして、町の執行機関が許認可等をする権限等についてその権限を行使し得る根拠を示さなければならないとい

う規定を追加するものでございます。また、字句等の修正等も合わせて改正をお願いするものがあります。施行日は平成27年4月1日から施行するというものでございます。以上提案理由の説明を終わります。御承認賜りますようお願いを申し上げます。

日程第6 議案第6号 和水町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長（杉本和彰君） 日程第6、議案第6号「和水町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

総務課長 高木洋一郎君

○総務課長（高木洋一郎君） 議案第6号「和水町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」提案理由の説明を申し上げます。議案第6号、和水町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について。和水町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成27年3月11日提出。和水町長福原秀治です。

この条例は、現在管理職特別手当として、時間外勤務手当が支給されない管理職がやむを得ず休日に勤務した場合に限り支給することといたしております。しかしながら、災害等におきましては、休日に限らずまた昼夜を問わず対応が求められます。その頻度が年々増加傾向にございます。このようなことから人事院勧告に基づき国家公務員の管理職特別勤務手当の支給に関する改正が行われましたことから、平日深夜の勤務に対して、管理職特別勤務手当の対象に加えるものでございます。条例第16条の2、第2項と第3項の二つの項を加える改正でございます。具体的には、第2項において災害への対応その他の臨時または緊急の必要により、休日以外の日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合に支給するという規定を設けます。また、第3項においては、その額の上限額を規定をいたしております。なお、支給の具体的な額につきましては、規則に委任しておりますので、休日の場合と同様に4,000円を想定しているところでございます。施行日は平成27年4月1日から、施行の予定でございます。以上、提案理由の説明を終わります。御承認いただきますようお願いを申し上げます。

日程第7 議案第7号 和水町報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○議長（杉本和彰君） 日程第7、議案第7号「和水町報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

総務課長 高木洋一郎君

○総務課長（高木洋一郎君） 議案第7号「和水町報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」提案理由の説明を申し上げます。

議案第7号、和水町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。和水町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成27年3月11日提出。和水町長福原秀治です。

この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が公布され、教育委員長の職を廃止し、第一義的な責任者を教育長に一本化されることとなります。

しかし、経過措置として教育長の在任期間は、改正前の法律が適用されることとなっております。後刻、教育委員会から提案される条例とあわせて改正をしていくことから、この報酬及び費用弁償についても提案するものでございます。

報酬の額を定めた別表 1 中、教育委員長の日額報酬を削除します。

しかし、この改正後において新制度の教育長が任命されるまでは、改正前の教育委員長の日額の規定が適用されるものでございます。

次に、消防団員の報酬にかかる改正でございます。

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律によりまして、消防団員の処遇改善についての措置が求められております。玉名管内の市町村で、消防団員の費用弁償等の見直しを行うこととしたものでございます。現在は、消防団員の出動に対しては、町内日当を適用いたしまして、1 日1,000円を支給しておりますけれども、災害及び捜索活動等に関しましては、1 回1,500 円の支給をする改正を提案するものでございます。

施行日は、平成27年 4 月 1 日といたしております。

以上提案理由の説明を終わり、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

日程第 8 議案第 8 号 和水町地域包括支援センターの運営及び職員の基準を定める条例の制定について

○議長（杉本和彰君） 日程第 8、議案第 8 号「和水町地域包括支援センターの運営及び職員の基準を定める条例の制定について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長 堤 一徳君

○健康福祉課長（堤 一徳君） 議案第 8 号「和水町地域包括支援センターの運営及び職員の基準を定める条例の制定について」提案理由の説明を申し上げます。

この条例は、これまで介護保険法で示されていた基準を地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第三次地方分権一括法というのが、平成25年 6 月 7 日に成立。同月14日に公布され、平成26年 4 月 1 日に施行されましたが、施行日より 1 年を超えない期間においては、省令によることができるとされた経過措置がありましたが、その 1 年の経過措置が終わるため、地域包括支援センターの職員等に関する基準を定めるため、この条例を制定する必要があります。これがこの条例案を提出する理由です。

それでは、要点のみ説明いたします。この条例は、第 1 条主旨から、第 4 条委任までの本則と附則で制定しています。

条例をみていただきますと、第 1 条は制定の主旨を、第 2 条では、地域包括支援センター職員について、各被保険者が可能な限り住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならないということを謳っています。第 3 条は、一つの地域包括支援センターが担当する職員にかかる基準及び人数を定めています。第 1 号被保険者の数が3,000人以上、6,000人未満ごとにおくべき常勤の職員を 1 号で保健師その他準ずるものということで一人、2 号で社会福祉士及びその他準ずるものということで一人。3 号で主任、介護支援専門員その他準ずるもの

るもの一人と規定しています。

和水町の場合、被保険者数が約4,000人ですので、町内に一つの地域包括支援センターを設置し、この条項にのっとりた人員配置をしています。

2項は、地域包括支援センターを町内に二つ以上設けた場合の基準を規定したものです。簡単でございますが、以上が議案第8号和水町地域包括支援センターの運営及び職員の基準を定める条例の制定について提案理由の説明を終わります。

日程第9 議案第9号 和水町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について

○議長（杉本和彰君） 日程第9、議案第9号「和水町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長 堤 一徳君

○健康福祉課長（堤 一徳君） 議案第9号、和水町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のため効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。この条例も議案第8号と同じく、これまで介護保険法で示されていた基準を地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、第三次地方分権一括法、平成25年6月7日成立。同月14日に公布され、平成26年4月1日に施行されましたが、施行日より1年を超えない期間において、省令によりることができることとされた経過措置がありましたが、その1年の経過措置が終わるため、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定めるため、この条例を制定する必要があります。これがこの条例案を提出する理由です。それでは、要点のみ説明いたします。この条例は、第1章、主旨及び基本方針から第5章、基準該当介護予防支援に関する基準までの本則33条と附則で制定しています。

ここで、指定介護予防支援事業について御説明を申し上げます。この指定介護予防支援の業務は、地域包括支援センターが行う業務とされており、介護保険認定者のうち、要支援1、要支援2の認定を受けてる方に対し、介護予防サービス等の適切な利用を行うことができるよう、その心身の状況、そのおかれている環境等勘案し、介護予防サービス計画を作成するとともにその計画に基づく、介護予防サービス等の提供が確保されるよう、事業者等の関係機関との連絡調整を行う事業のことです。簡単に申し上げますと、地域包括支援センターが要支援1、要支援2の認定者に対し、デイサービスやホームヘルプサービス等の、各種介護予防サービス等の利用状況の支援を行うことで、要支援者の1日でも長い住み慣れた自宅での生活を支援していく事業になります。この条例は、この事業者が持つべき基本的な考え及び事業者の人員や運営に関する基準を定め、利用者が可能な限り居宅で自立した日常生活を営むことができるよう、基準を定めたものです。

以上で、議案第9号、和水町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支

援等に係る介護予防のため効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、提案理由の説明を終わります。

日程第10 議案第10号 和水町介護保険条例の一部改正について

○議長（杉本和彰君） 日程第10、議案第10号「和水町介護保険条例の一部改正について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長 堤 一徳君

○健康福祉課長（堤 一徳君） 議案第10、和水町介護保険条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。

介護保険法施行令及び新しい介護予防日常生活支援総合事業に関する省令の一部を改正する政令の公布により保険料の見直し、保険料多段階化等を行い、介護保険制度の円滑な推進を図るため、和水町介護保険条例の一部を改正する必要があります。これがこの条例案を提出する理由です。

条例第2条で保険料を定めていまして、介護保険計画第5期の平成24年度から、26年度までは、6段階の保険料を定めていました。第6期計画が平成27年度から29年度までの3年間であるため、6期の期間中の保険料を定めることが必要になりましたので、そのところを改正し、あわせて第1号保険料の多段階化、6段階から9段階見直されましたので、それに合わせた改正を行っています。

それでは新旧対照表で説明します。3枚目をお開きください。第2条の平成24年度から平成26年度を平成27年度から平成29年度までに改正し、第1号の金額を3万2,400円から3万4,800円にし、同じように第6号までを改正し、新しく第7号から第9号は、多段階化により追加をしています。

なお、標準月額保険料は、5,400円から5,800円の400円増加につきましては、去る2月26日開催の介護保険運営協議会において了承を得ていることを申し添えます。

以上で、議案第10号、和水町介護保険条例の一部改正について提案理由の説明を終わります。

日程第11 議案第11号 和水町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について

○議長（杉本和彰君） 日程第11、議案第11号「和水町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長 堤 一徳君

○健康福祉課長（堤 一徳君） 議案第11号、和水町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。これまでは、母子及び寡婦福祉法で、父子家庭においても母子家庭に準ずることで、支援を受けられていましたが、ひとり親支援の施策を強化するため、法律の名称を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改称されるため、和水町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例に法律の運用をしていたため、その改正を行うものです。

2ページの新旧対照表で説明いたします。第2条の改正前の表。母子家庭の母の定義欄中、「母

子及び寡婦福祉法」を改正後、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、同じく父子家庭の父の定義中、母子及び寡婦福祉法に規定する「母子家庭の母に準ずる」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に規定する」と改めるものです。

以上で議案第11号、和水町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について提案理由の説明を終わります。

日程第12 議案第12号 和水町下水道条例の一部改正について

○議長（杉本和彰君） 日程第12、議案第12号「和水町下水道条例の一部改正について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

建設課長 池田宝生君

○建設課長（池田宝生君） ただいまの議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第12号、和水町下水道条例の一部改正について、和水町下水道条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。平成27年3月11日提出。和水町長福原秀治。

和水町下水道条例の一部を改正する条例、和水町下水道条例（平成18年和水町条例第135号）の一部を次のように改正する。第18条第1項第1号中、「0.1ミリグラム以下」を「0.03ミリグラム以下」に改正する。附則この条例は、公布の日から施行する。

提案理由といたしまして、下水道法施行令第9条の4の改正に伴い、下水道条例を改正する必要が生じたので、提案するものでございます。

次のページの新旧対照表にありますが、下水道法第12条の11、第1項で、基準に適合しない下水を継続して排除する場合は、必要な措置をしなければならないと決められており、カドミウムにかかる水質環境基準が強化されたことによります一部改正でございます。

以上、議案第12号、和水町下水道条例の一部改正について提案理由の説明を終わります。

日程第13 議案第13号 和水町手数料条例の一部改正について

○議長（杉本和彰君） 日程第13、議案第13号「和水町手数料条例の一部改正について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

経済課長 坂本政明君

○経済課長（坂本政明君） 議案第13号、和水町手数料条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成26年度法律第46号）の施行に伴い条例を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、次ページの新旧対照表で説明させていただきます。まず、改正後の別表の（第2条関係）区分の欄の5段目をご覧ください。「鳥獣の保護及び」のあとに、「管理並びに」を追加し、「狩猟の適正化に関する法律」の後に、「（平成14年法律第88号）」を追加するものです。

また、6段目につきましても、「鳥獣の保護及び」のあとに、「管理並びに」を追加するもので

ございます。以前までは鳥獣の保護を目的としておりましたが、ニホンジカやイノシシ等、個体数が増え過ぎたため、新たな法の目的として鳥獣の管理をとらえるため、法律の改正を行うものです。

なお、この条例は平成27年5月29日から施行いたします。

以上簡単でございますが、提案理由の説明を終わります。

日程第14 議案第14号 和水町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

○議長（杉本和彰君） 日程第14、議案第14号「和水町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

学校教育課長 吉田 収君

○学校教育課長（吉田 収君） 議案第14号、和水町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。

和水町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、和水町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成27年3月11日提出。和水町長福原秀治。

提案理由は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴いまして、条例を改正する必要があります。これがこの条例案を提出する理由でございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年4月1日から施行されます。今回の法律の改正によりまして、教育長が一般職から特別職に変更になりまして、これまでの教育長の給与等の条例の根拠法でありました、教育公務員特例法第16条の教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件については、ほかの一般職に属する地方公務員とは別個に当該地方公共団体の条例で定めるという規定がありましたが、これが削除されました。このことに伴いまして、地方自治法第204条の市町村長及び常勤職員に対する給料、手当、旅費に関する規定が根拠法となりましたので、教育長の給与及び旅費につきましては、和水町長等の給与及び旅費に関する条例に新しい教育長を追加するかたちで一部を改正するものでございます。

内容につきましては、新旧対照表で御説明いたします。新旧対照表をご覧ください。第1条の主旨で改正前は、この条例は地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条の規定に基づき、町長及び副町長（以下「町長等」という。）の給与及び旅費に関し、必要な事項を定めるものとするの規定を町長、副町長に教育長を追加するものであります。第3条関係の別表第1は、町長等の給料の額で、町長、副町長の給料月額に教育長の給料月額、53万6,000円を追加するものでございます。第6条関係の別表第2につきましては、町長、副町長の旅費の額です。これに教育長の旅費を追加して規定するものでございます。旅費の額は副町長と同額でありますので、区分は副町長のところに追加をしております。議案書3枚目をお願いいたします。附則でございますけれども、1、この条例ですけれども平成27年4月1日から施行する。2、この条例の施行の際に、和水町教育長が地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により、なお従前の例により在職する場合においては、この条例による改正後の和水町長等の給与及び旅費に関する条例第1条、第3条及び第6条の規定は適用せずに改正

前の和水町長との給与及び旅費に関する条例第1条、第3条及び第6条の規定は、なおその効力を有するというで経過措置を謳っております。

以上議案第14号和水町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正についての提案理由の説明を終わります。

日程第15 議案第15号 和水町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の廃止について

○議長（杉本和彰君） 日程第15、議案第15号「和水町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の廃止について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

学校教育課長 吉田 収君

○学校教育課長（吉田 収君） 議案第15号、和水町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の廃止についての提案理由の説明を申し上げます。

議案第15号、和水町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の廃止について、和水町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例を廃止する条例を次のように定める。平成27年3月11日提出。和水町長福原秀治。

議案第14号でも申し上げましたが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律。これが今年の4月1日から施行されますので、この条例を廃止する必要があります。これがこの条例を提案する理由でございます。

附則でございます。この条例は、平成27年4月1日から施行する。2、この条例の施行の際、現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合においては、この条例による廃止前の和水町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の規定は、なおこの効力を有するというで経過措置を謳っております。

和水町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例につきましては、一般職としての教育長の給与及び勤務時間を規定しておりました。しかし、今回の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が、平成27年の4月1日から施行されます。この改定によりまして、教育長が特別職となりますので、給与旅費等に関する規定につきましては、和水町長等の給与及び旅費に関する条例で規定をしまして、勤務時間等に関する規定につきましては、和水町教育長の勤務時間、休日、休暇及び職務専念義務の特例に関する条例で規定をしまして、和水町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例を廃止するものでございます。

以上議案第15号の提案の理由の説明を終わります。

日程第16 議案第16号 和水町教育長の勤務時間、休日、休暇及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について

○議長（杉本和彰君） 日程第16、議案第16号「和水町教育長の勤務時間、休日、休暇及び職務

専念義務の特例に関する条例の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

学校教育課長 吉田 収君

○学校教育課長（吉田 収君） 議案第16号、和水町教育長の勤務時間、休日、休暇及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

議案第16号、和水町教育長の勤務時間、休日、休暇及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について、和水町教育長の勤務時間、休日、休暇及び職務専念義務の特例に関する条例を次のように定める。平成27年3月11日提出。和水町長福原秀治。

これも地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴いまして、条例を制定するものでございます。平成27年4月1日から施行されます、この地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正する法律によりまして、教育長は一般職から特別職に変更になりまして、あわせて職務専念の義務が規定をされております。そのために一般職とは別に教育長の勤務時間、休暇及び職務専念義務の特例等を定める必要がございますので、この条例を制定するものでございます。

主旨を第1条で規定しております。第1条、この条例は教育長の勤務時間、休日及び休暇に関し、必要な事項を定めるとともに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第11条第5項の規定に基づき教育長の職務に専念する義務の特例について必要な事項を定めるものとする。この地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第5項の規定でございますけれども、これは教育長は法律または条例に特別の定めがある場合を除くほか、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責務を有する職務にのみ従事しなければならない。こういう職務専念義務の規定でございます。

勤務時間、休日及び休暇を第2条で規定しております。第2条、教育長の勤務時間、休日及び休暇は、和水町職員の勤務時間休暇等に関する条例（平成18年条例第37号）の適用を受ける一般職の職員の例による。この場合において同条例中、「任命権者」とあるのは、「教育委員会」と「規則」とあるのは、「教育委員会規則」と読み替えるほか、そのほか必要な事項は教育委員会規則で定める。

第3条が職務に専念する義務の免除でございます。第3条教育長の職務に専念する義務の免除は、和水町職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（平成18年条例第36号）の適用を受ける一般職の職員の例による。この場合において同条中、「任命権者」とあたるのは、「教育委員会」と読み替えるほか、その他必要な事項は、教育委員会規則で定めると。

附則でこの条例は平成27年4月1日から施行するということで附則の2で経過措置を謳っているものでございます。

以上、議案第16号、和水町教育長の勤務時間、休日、休暇及び職務専念義務の特例に関する条例の制定についての説明を終わります。

日程第17 議案第17号 和水町立学校設置条例の一部を改正する条例の一部改正について

○議長（杉本和彰君） 日程第17、議案第17号「和水町立学校設置条例の一部を改正する条例の一部改正について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

学校教育課長 吉田 収君

○学校教育課長（吉田 収君） 議案第17号、和水町立学校設置条例の一部を改正する条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。議案第17号、和水町立学校設置条例の一部を改正する条例の一部改正について、和水町立学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成27年3月11日提出。和水町長福原秀治。

菊水地区の小中学校統合の見直しに伴いまして、和水町立学校設置条例の一部を改正する条例（平成24年和水町条例第12号）を改正する必要があるとございます。それがこの条例案を提出する理由でございます。

平成24年3月21日に公布いたしました、和水町立学校設置条例の一部を改正する条例におきましては、三加和地区の小中学校の統合にかかる改正については、平成26年4月1日から施行することとし、菊水地区の小中学校の統合にかかる改正につきましては、平成27年4月1日から施行することとしておりました。菊水地区の小中学校の統合見直しに伴いまして、平成27年4月1日の施行が見送られるために菊水地区におけるこの規定を削除するものでございます。

新旧対照表をご覧くださいと思います。第2条におきまして、菊水地区の4つの小学校を和水町立菊水小学校とし、統合し、菊水中学校とともに位置を原口1321番地としていました。これを現状の4小学校1中学校の名称及び位置に戻す改正をするものでございます。

また、附則におきまして、施行期日とし、但し書きの部分ですけれども、和水町立菊水小学校及び和水町立菊水中学校の項にかかる改正規定は、平成27年4月1日から施行するとあるものを削るものでございます。

以上、議案第17号の和水町立学校設置条例の一部を改正する条例の一部改正についての提案理由の説明を終わります。

○議長（杉本和彰君） しばらく休憩します。20分から開会します。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時20分

○議長（杉本和彰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第18 発議第1号 和水町議会委員会条例の一部改正について

○議長（杉本和彰君） 日程第18、発議第1号「和水町議会委員会条例の一部改正について」を議題とします。趣旨説明を求めます。

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） おはようございます。議会運営委員長の小山でございます。ただいまか

ら発議第1号、和水町議会委員会条例の一部改正について提案理由の説明を行います。

本条例の一部改正案は、地方自治法第112号及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

なお、本条例一部改正案の理由ですが、教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者、新教育長をおくことを内容とする地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律と合わせ、地方自治法第121条、長及び委員長等の出席義務が改正されたことから、和水町議会委員会条例第18条を改正するものであります。これがこの条例案を提出する理由であります。

なお、次のページに和水町議会委員会条例の一部改正の内容と、さらに次のページに新旧対照表をのせていますので、そこを参照してください。

和水町議会委員会条例の一部を改正する条例、和水町議会委員会条例（平成18年和水町条例第153号）の一部を次のように改正する。第18条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

附則1、この条例は平成27年4月1日から施行する。2、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、この条例による改正後の第18条の規定は適用せず、この条例による改正前の第18条の規定は、なおその効力を有する。

次に、新旧対照表の改正前と改正後につきましては、そこに示しているとおりでございます。

以上のとおり提案いたしますので、どうか御審議のうえ、御採択賜りますようお願いいたします。提案理由の説明といたします。

日程第19 発議第2号 和水町議会改革調査特別委員会の設置について

○議長（杉本和彰君） 日程第19、発議第2号「和水町議会改革調査特別委員会の設置について」を議題とします。趣旨説明を求めます。

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） 発議第2号、和水町議会改革調査特別委員会の設置について提案理由の説明を行います。本議案は、和水町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

次のページをお開きください。和水町議会改革調査特別委員会設置に関する決議内容について説明いたします。決議内容。次のとおり和水町議会改革調査特別委員会を設置するものとする。

1、名称、和水町議会改革調査特別委員会とする。2、設置の根拠、地方自治法第109条及び和水町議会委員会条例第5条。3、目的、地方分権が進む中であって町民の負託にこたえるため、より町民に開かれた議会が求められるとともに、議会の在り方が問われている。そのため、議会において議会基本条例を制定するとともに、議会の組織や運営、議員活動について調査検討し、議会の活性化に資する。4、委員の定数、14人。5、調査の期限、本設置目的が終了するまでとし、議会閉会中も継続して調査できるものとする。

以上のとおり和水町議会改革調査特別委員会の設置に関する提案理由の説明といたします。

どうかご審議のうえ、御採択賜りますようお願いいたします。提案理由の説明といたします。

日程第20 議案第18号 平成27年度和水町一般会計予算

○議長（杉本和彰君） 日程第20、議案第18号「平成27年度和水町一般会計予算」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

総務課長 高木洋一郎君

○総務課長（高木洋一郎君） 議案第18号、平成27年度和水町一般会計予算について提案理由の説明を申し上げます。

予算書の表紙の裏面をご覧くださいと思います。平成27年度和水町一般会計予算書。

平成27年度和水町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ64億4,513万2,000円とする。第2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。第2条地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。第3条地方自治法第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。第4条地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金への借入の最高額は9億円と定める。第5条地方自治法第220条第2項のただし書きの規定により歳入歳出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりとする。1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金にかかる共済費を除く。）にかかる予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用。平成27年3月11日提出。和水町長福原秀治です。

この予算は、平成27年度中に執行する行政に必要な予算を計上し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ64億4,513万2,000円とするものです。前年度の当初予算、59億8,718万5,000円と比較いたしますと、額にして4億5,974万7,000円。率にして7.65%の増となっております。これは、平成26年度当初予算が骨格予算であったことによるものです。

それでは当初予算の御説明をさせていただきます。まず、第1表、歳入歳出予算について御説明いたします。8ページをお開きいただきたいと存じます。資料として添付しております、歳入歳出予算事項別明細書にて主なものを御説明いたします。

まず、歳入についてであります。前年度と比べた主な増減について御説明いたします。1款町税につきましては、7億9,750万2,000円を計上しております。前年度に比べて1,116万2,000円の減額となっております。これは平成27年度が家屋の評価替えの年度にあたるためのもので、町税の歳入に占める割合は、12.4%であります。第2項地方譲与税6,907万1,000円を計上しております。これは国の地方財政計画において地方譲与税が減額されることから、厳しく見積もったものであります。3款から9款までにつきましては、前年度と大きな変動、増減がございません。10款地方交付税は国から提供されました交付税試算表というものがございまして、これによりまして算出した額でございまして、33億7,000万円を計上しております。これは、本町の歳入の52.5%を占めるものでございまして、14款、15款それから19款の国庫支出金、県支出金及び繰越金については、前年度が骨格予算であったことから、投資的経費を計上していなかったもので、増額となっ

ております。18款の繰入金70万円は、産業廃棄物処理施設地域振興基金からの繰入で、内田地域の環境保全活動に活用される予定のものでございます。21款町債。これにつきましては、光ブロードバンドの整備と合併振興基金の積み立てが昨年度で終了したことから、減額となります。なお、合併振興基金の総額は平成26年度末で、10億円となる見込みであります。

歳出について9ページをご覧いただきたいと存じます。議会費については、1億296万2,000円を計上しております。

2款総務費については、8億2,209万として、前年度に比べて4億1,202万1,000円の減額予算を計上しております。これは、主な要因は光ブロードバンド整備及び合併振興基金の積み立ての終了によるものでございます。なお、新規事業といたしましては、国の要請によります公共施設等の総合整備計画策定と義務化されます公会計の複式簿記方式への変更等にかかる業務が挙げられます。

3款民生費は、17億6,497万1,000円とし、前年度に比べて9,117万8,000円を増額計上しております。主な要因は、認定こども園運営費負担金6,000万円程度の新設と、それから障害者支援給付金等の増額によるものであります。

4款民生費は、5億9,843万4,000円とし、前年度と比べまして2,100万程度の減額を計上しております。主な要因は病院事業会計の繰出金の減、予防接種や健診等の経費減少によるものです。とびまして、6款農林水産業費は、3億2,700万3,500円としておりまして、前年度並みの予算を計上しております。新規事業といたしましては、強い農業づくり交付金事業、3,995万9,000円を計上しているところです。

7款商工費については、1億713万4,000円とし、前年度並みの予算を計上しております。土木費は、7億3,514万2,000円を計上し、前年度が骨格予算であったことから、4億5,128万4,000円を増額計上となりました。主な事業は、道路維持費、それから道路新設改良費、同じく道路新設改良費の補助金事業等々が計画をされております。

9款消防費は、2億2,939万8,000円として、前年度から若干の増額をお願いをしております。主な増額要因は、一部事務組合の消防負担金の増と、防火水槽関連工事費の増によるものです。10款教育費は、7億5,145万3,000円として、前年度比2億3,706万1,000円を増額計上しております。主な要因は、学校統合関連予算で2億2,742万7,000円を計上していることが大きな要因でございます。

11款については、前年並みの計上でございます。

12款公債費は、9億8,386万3,000円で約1億円程度の増額で、元金の償還金と利息の償還金に充てるものです。予備費は前年同様の額、以上64億4,513万2,000円の歳出予算を計上しております。

6ページをお開きいただきたいと思います。歳出については、後ほど詳しく御説明をいたします。6ページ、第2表、債務負担行為です。4件の新規事業について計上をさせていただいております。事項、期間、限度額の順で御説明をいたします。土地評価委託業務については、27年度から29年度までの3カ年で、限度額1,636万7,000円です。これは3年ごとの土地の評価替えに向

けた評価業務にかかるものでございます。戸籍システム機器リース事業につきましては、27年から32年までの期間で、事業費として1,840万2,000円です。これは窓口の戸籍事務処理のためのシステムと機器のリースでございます。プリンター等整備事業、平成27年度から28年度、128万円です。これは業務用のプリンター、私どもの業務用プリンター15台分でございます。それから第3次情報端末機器導入事業、これは平成27年から28年までの期間で254万8,000円です。これも業務用、職員の業務用パソコンのリースにかかるものでございます。

7ページをご覧ください。地方債です。起債の目的、限度額について、順に御説明いたします。消防施設整備事業は、610万円、過疎債です。これは消防ポンプ付積載車、消防ポンプ等の整備にあてるものです。市町村合併支援道路整備事業、これは1,280万で、合併特例債です。県道と仁菊水線、県道大牟田植木線の熊本県への負担金に充当するものです。事業費の15%を町が負担することとなります。道路整備事業については、1億3,220万で過疎債です。江田高野線ほかの町道整備に充当の予定です。県営圃場整備事業は、1,030万。過疎債です。これは三加和地区の県営圃場整備事業の県への負担金に充当するものです。

次に、菊水区域学校施設改修整備事業に9,440万円で合併特例債です。これは菊水中央小学校及び菊水中学校の長寿命化改修事業に充当されるものです。

次に、子ども医療助成事業、3,400万円で過疎債のソフト分です。これは高校3年生までの児童の医療費助成にかかるものです。出生祝金支給事業、1,340万。これも過疎債のソフト分です。第1子から第5子までの出生に対する支給に関わるものです。土木費補助事業、3,630万円で、過疎債ソフト事業分です。これは行政区等への道路等の整備事業費の補助金に充当する予定でございます。1番下の農地流動化地域推進事業、1,160万円でこれも過疎債のソフト分です。これは農地の流動化を促進するための貸し借りに対して補助金を出すものに充当するものでございます。合計で5億8,809万7,000円の地方債の起債を計画をしております。起債の方法は証書借入れで、利率は3%以内としているところでございます。

次に、歳出について主なものを御説明をいたします。昨年の12月の人事院勧告によりまして、職員給与の増加が共通する科目としてあげられます。大きな事業及び新規事業の主なものについて御説明をさせていただきます。30ページをお開きいただければありがたいと存じます。2款の総務費、1項総務管理費、3目の財産管理費の委託料に新規事業として新地方公会計更新支援業務委託、311万1,000円を計上しておりますが、これが現在の公会計方式である単式簿記会計を複式簿記への転換を図るための準備業務でございまして、国は平成30年3月までの移行を義務付けております。今後3年間で整備を図ってまいります。財源としては、特別交付税として、事業費の2分の1が措置されることとなっております。同じく5目の財産管理費、13節の委託料のところに新規事業といたしまして、公共施設総合管理計画等策定業務委託として、254万9,000円を計上しておりますが、これは公共施設の老朽化対策や維持管理のための施設の管理計画を策定するための業務でございまして、国は平成28年度までに策定を要請をしているものでございます。これも特別交付税として2分の1が措置されております。なお、この計画を策定することによりまして、例えば施設の除却、取崩し等に際して地方債を活用することができる。そのための計画書、

そのためと申しますかその計画があれば、地方債が活用できるようになるものであります。32ページをお開きいただきたいと思います。工事請負費、2,086万円を計上しております。これはこの議場の音響施設の改修工事で、それからもうひとつが、役場玄関前の障害者駐車場への雨よけ施設の整備を計上させていただいております。34ページの8目電子計算費ですけれども、2億4,254万3,000円の減額でございますが、さきほど申しましたように光ブロードバンドの整備が終了したことに伴う大幅な予算の減額計上をしているところです。41ページをお開きいただきたいと存じます。41ページの2款総務費、4項選挙費、6目で県議会議員選挙費として564万9,000円を計上いたしております。県議会の議員選挙実施に伴います事務経費の計上で、告示が4月3日、投票日が4月12日の予定でございます。同じく9目農業委員会選挙費、これも新規で408万6,000円を計上いたしております。農業委員の任期は3年で、現在の任期が7月31日までとなっております。

次に43ページの民生費、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費でございます。前年度に比べて220万程度の減額計上しておりますが、13節の委託料に指定管理委託料、600万円を計上しております。これは平野にございます町福祉センターを、まだ御承認賜っておりませんが、指定管理者に対して指定管理料として交付を予定しているものでございます。44ページをお開きください。2目の高齢者福祉費です。対前年度、1,509万2,000円の増額計上しております。主な要因は、28款繰出金にかかわる特別会計への繰出金で、特別養護老人ホーム事業への繰出金によるものでございます。45ページ。次のページですけれども、障害者福祉費は、対前年度で4,034万8,000円の増額となっております。これは、20款の扶助費でありまして、1枚めくっていただきますと46ページに2段目に障害者総合支援介護費給付金、それから障害児施設措置費等がございますが、この合計額が2億5,000万程度となって、約前年比2,900万円程度の増額によるものでございます。49ページをご覧くださいと存じます。3款2項1目の児童福祉総務費、対前年度7,901万円の増額計上で、この要因は、次のページの50ページに、19節負担金、補助及び交付金のところに認定こども園運営費負担金がございます。認定こども園の運営負担金为新設されたもので、従来は、幼稚園にかかる分は県からの私学助成として補助されていたものでございますけれども、今回認定こども園ということで町経由で負担するものでございます。とびまして61ページをお開きいただきたいと存じます。6款農林水産業費、1項農業費の5目果樹園芸振興費、これ対前年度比で3,998万9,000円の増額計上しております。これは19節の強い農業づくり交付金事業補助金、3,995万9,000円が主な要因でございます。これは中山間地域の3戸以上の農家が共同による作業、管理、運営に取り組むことに対して、国が補助金を交付する事業で、補助率は2分の1でございます。63ページをお開きいただきと存じます。13節の多面的機能支払交付金事業経費として、対前年度で1,309万3,000円の増額計上をいたしております。これは、19節の負担金、補助及び交付金の中で農地・維持支払交付金事業と、資源向上支払交付金事業の増額によるものでございます。64ページをお開きください。64ページの7款商工費、1項商工費、1目商工総務費が対前年1,016万3,000円の増額計上いたしておりますが、この主な要因は、商工会の補助金を2目の観光費から組み替えたことによるものでございます。65ページの2目の観光費は、対前年1,156万3,000円の予算計上でございまして、これも先ほど予算の組み替えにかかわるものが大き

な要因となっております。67ページの土木費、8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費は、対前年1,685万9,000円の減額計上で、この主な要因は簡易水道会計、69ページをご覧いただきたいと思います。開いていただいて69ページの繰出金のところです。主な要因といたしましては、簡易水道事業会計とそれから特定地域生活排水処理事業会計繰出金の減によるものが大きな要因となっております。69ページ同じく土木費の2項道路橋梁費ですけれども、前年が骨格予算であったことから、各目ともに増額計上をしております。1目が道路維持費、1億867万7,000円の増。それから2目1億1,845万4,000円の増で、それぞれ工事費の計上が大きな理由でございます。70ページをお開きください。3目の道路新設改良費の補助金、補助分ですけれども、1億7,995万円を計上しておりますが、工事費に1億2,700万円が主な大きな理由でございます。4目の橋梁維持費についても同じく3,470万8,000円を計上しております。保守点検委託料等と、それから工事請負費でございます。77ページをお開きください。10款教育費、1項教育総務費、6目学校統合事業費について2億2,742万7,000円を計上し、対前年比で2億1,858万4,000円の増です。主なものは菊水区域の学校統合に伴う経費で、耐震改修設計監理委託料、工事費、土地購入費、それから事務費等々合わせた2億2,742万7,000円を計上いたしております。79ページをお開きください。同じく10款の2項小学校費、2目教育振興費につきましては、1,554万2,000円という大幅な増になっておりますが、これは教科書が改訂されることに伴いまして、その教科書代等で大幅な増加となっているものでございます。87ページをご覧いただきたいと思います。10款教育費の5項保健体育費、1目保健体育総務費、87と申しましたけど、88でございます。社会体育、保健体育の体育施設、88ページの2目体育施設費の項でございますが、6,245万1,000円を計上させていただいております。主なものは、次のページの15節工事請負費、2,959万5,000円でございますが、これは三加和グラウンドの照明機器の整備事業に伴うものでございます。

以上、予算の大きな増減それから新規事業大きな事業につきまして、御説明をさせていただき、平成27年度和水町一般会計予算の説明とさせていただきたいと存じます。御承認賜りますようお願いを申し上げます。

以上提案理由の説明を終わります。

○議長（杉本和彰君）　しばらく休憩します。

休憩　午前11時58分

再開　午後1時00分

○議長（杉本和彰君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第21　議案第19号　平成27年度和水町国民健康保険事業予算

○議長（杉本和彰君）　日程第21、議案第19号「平成27年度和水町国民健康保険事業会計予算」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

税務住民課長　石原民也君

○税務住民課長（石原民也君） 議案第19号、平成27年度和水町国民健康保険事業会計予算につきまして提案理由の説明を申し上げます。予算書の表紙、裏面をご覧ください。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17億9,854万3,000円とするものでございます。まず、5ページをお願いします。歳入の事項別明細書でございますが、全体として前年度の予算額に対しまして、平成27年度は1億5,767万6,000円の増となっております。この主なものは4款の療養給付費等交付金が3,322万5,000円の減、10款の繰越金が3,378万4,000円の減となっております。また、7款の共同事業交付金は2億432万1,000円の増になっておりますが、これは制度改正に伴うものです。

次に6ページをお願いいたします。歳出の事項別明細書ですが、7款の共同事業拠出金で1億8,599万2,000円の増が主要因となっております。これも5ページで説明致しました通り、共同事業にかかるもので、制度改正に伴うものです。続きまして、歳入の主なものを説明します。7ページをお願いします。1款の国民健康保険税、1目、一般被保険者、2目の退職被保険者、合わせまして2億3,120万2,000円を計上しております。収納予定率は現年度課税分で93%と見込んでおります。税率につきましては前年度と同率でございます。

次に8ページをお願いいたします。3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金、2目の高額医療費共同事業費、3目の特定健康診査等負担金、これらを合わせまして、2億8,271万1,000円、同じく3款の国庫支出金、2項国庫補助金、1目財政調整交付金、1億7,044万4,000円、これも前年度の交付額や算出予算額を考慮して試算しております。

次に9ページをお願いいたします。4款療養給付費等交付金、1億148万6,000円及び5款の前期高齢者交付金、3億1,381万5,000円につきましても、前年度の交付金を参考に試算しております。

6款の県支出金、1項県負担金、1,195万8,000円、2項県補助金、8,456万5,000円、7款共同事業交付金、1項高額医療共同事業交付金、3,250万円も前年度交付額を参考として計上しております。同じく7款の2項保険財政共同化安定事業交付金、3億5,562万1,000円につきましては前年度当初予算より、2億662万1,000円の増額計上しております。これにつきましては市町村国保間の保険料の平準化、財政の安定化を図るため1件30万円を超える医療費については、市町村国保からの拠出金を財源として、都道府県単位で国保連合会が費用負担をこれまで調整してきましたが、平成27年度より制度改正に伴いまして、1件1円を超える医療費について適応されることになり、増額しております。つまり、すべての医療費については県内の市町村から国保連合会拠出金として支出し、財政の安定化を図るものですが、連合会はその拠出金を元に交付金を町に交付しております。

次に10ページをお願いいたします。9款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金は保険基盤安定や出産育児一時金支給、国保財政安定化支援事業、職員給与等への支出として8,508万7,000円を計上し、同じく9款の繰入金、2項1目の基金繰入金は財政調整基金から7,800万円を取り崩し、繰り入れる見込みで計上しております。10款の繰越金は平成26年度からの繰越金として5,056万2,000円を計上しております。

続きまして、歳出の主なものを説明します。12ページをお願いします。1款総務費、1項総務

管理費、1目の一般管理費につきましては、職員の給料、事務費として1,900万9,000円、2目連合会負担金、100万4,000円を国保連合会の負担金として計上しております。

次に13ページをお願いします。13ページの中ほどにあります、2款保険給付費、1項療養諸費として合計、9億3,175万円。これは入院外来、歯科等の費用として計上しております。

次に14ページの2款保険給付費、2項の高額療養費として1億2,520万円を計上しております。これは、国保の被保険者の方が医療機関での診療や検査、投薬、入院などの医療行為に基づく費用額が、個人負担の限度額を超える分を、現物給付として町が医療機関に支払うものの、主なものとして計上しております。

次に、2款保険給付費、4項出産育児諸費、1項の出産育児一時金、672万円でございますが、1件当たり42万円で16件の出生を見込んでおります。

次に15ページをお願いいたします。3款後期高齢者支援金等、1項の後期高齢者支援金、1億6,979万1,000円。これは後期高齢者医療制度を支援するために、75歳未満の人は後期高齢者支援金分として保険税を負担することになっておりますので、その費用として計上しております。

次に16ページをお願いいたします。16ページの1番上ですが、7款介護納付金、8,200万円。40歳から64歳までの保険料を算定しまして、計上しております。7款の共同事業拠出金では1目、高額医療費、3,618万3,000円を計上し、同じく7款2目保険財政共同安定化事業拠出金、3億5,346万9,000円を計上しております。歳入で説明しましたとおり、これまで1件30万円を超える医療費については、市町村拠出金を財源として、都道府県単位で費用負担調整をされていた分が、平成27年度より制度改正に伴い、1件1円を超える医療費について、変更になったため増額となっております。

次に8款保健事業費、1項の特定健康診査等事業費、2,251万5,000円を特定健診、人間ドック、保健指導にかかる費用として計上しております。

次に17ページをお願いいたします。8款保健事業費、1項の保健衛生普及費、290万、共同電算保険事業委託、あんま・鍼・灸の補助として計上しております。2項の疾病予防費、987万3,000円の計上でございますが、これは平成26年度から3年間、新たに国保のヘルスアップ事業を開始しておりますので、国保の保健指導に取り組んでおり、その費用として非常勤職員等の報酬等を計上しております。

次に18ページをお願いいたします。11款諸支出金、3目の償還金、平成26年度の療養給付費等負担金の返還金として2,000万円を計上しております。同じく、11款、諸支出金、2目の直営診療施設勘定繰出金の434万2,000円でございますが、調整交付金の対象となります、町立病院の直営診療保険事業分と緊急医療分として、計上しております。

最後に、最後のページですが、24ページをお願いします。国保の保健指導事業の債務負担行為でございますが、限度額が159万7,000円。期間は平成25年度から平成28年度まで、平成27年度以降の支出予定としましては、98万1,000円。これは保健指導としてパソコン4台のリース、軽自動車の1台のリース料の支出でございます。以上、簡単ですが、3月5日に和歌山県国民健康保険運営協議会に諮問し、答申を受けたことを申し添えまして、議案19号の提案説明といたします。よ

ろしくお願いします。

日程第22 議案第20号 平成27年度和水町介護保険事業会計予算

○議長（杉本和彰君） 日程第22、議案第20号「平成27年度和水町介護保険事業会計予算」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長 堤 一徳君

○健康福祉課長（堤 一徳君） はい。議案第20号、平成27年度和水町介護保険事業会計の予算につきまして、提案理由の説明を申し上げます。1枚開けていただきまして、第1条で歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ16億149万3,000円と定めております。そして、第2項の方で款、項の区分及びその区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によります。としております。第2条で一時借入金につきましては、最高額を3,000万円としております。第3条で歳出予算の流用を地方自治法では同一款、項内の各目間については流用できるようになっておりますが、ただし書を引用して、同一款内の項間でも予算に定めていれば、流用できる規定を引用しまして、同一款内で保険給付に過不足を生じた場合と、人件費に過不足を生じた場合において、各項間の流用を定めているものでございます。それでは、まず最初に、平成27年度からの制度改正に伴いまして、所得段階の多段階化が改正され、現行の6段階から9段階に設定しております。また、介護保険の給付費用の財源となっている65歳以上の第1号被保険者の負担率が21%から22%と増え、逆に40歳から64歳の第2号被保険者の負担率が29%から28%に減額、減になっております。第6期保険料につきましては、和水町介護保険運営協議会で検討していただき、去る2月26日に介護保険料の標準月額については現在の5,400円から400円増額の5,800円で承認をいただいております。また、介護報酬改正においては、介護3施設とデイサービスと介護職員の処遇改善を踏まえ、2.27%の引下げとなりました。歳出の2款の介護給付の介護サービス等諸費と介護予防サービス等諸費にて対応しております。当初予算について、歳出は予算科目の変更を行っております。この予算科目変更は、今までは施設において各サービスの種類で予算立てをしておりましたが、支払事務において、国保連合会からの請求が各サービス別を居宅介護費、施設介護費、介護予防費など大きくくくった請求であり、大きな差異がありましたので、施設と在宅の給付の二つでまとめさせていただき、各サービス別は細説に科目の変更を行いましたので、よろしくお願いします。それでは、歳出の方から御説明申し上げます。4ページの歳出事項別明細書をご覧ください。

1款の総務費ですが、前年度より181万4,000円減の、4,390万7,000円を見込んでいます。減少分の主な要因は職員分の人件費です。増加分では制度改正に伴う、システム改修委託料を171万8,000円お願いしております。この委託料は、国より2分の1補助がありまして、85万8,000円を歳入の国庫補助金にて計上しております。

次に、2款の介護給付費ですが、前年度より3,120万6,000円減ということで、15億3,237万9,000円を見込んでいます。減少の主なものは、先ほどの介護報酬改定に伴い、居宅介護サービス給付費、地域密着型サービス給付費、施設介護サービス給付費等の介護サービス等諸費で、1,759万2,000円の減、介護予防サービス給付費等の介護予防サービス等諸費で、654万6,000円の減、など

が主なものです。

次に、3款地域支援事業ですが、前年度より46万円増の、2,380万4,000円を見込んでいます。率としては2%の増を見込んでいます。地域支援事業のうち、介護予防事業につきましては、原則給付費の3%以内となっておりますので、十分に対応しております。

次に、7款諸支出金ですが、5万円増の40万円を見込んでいます。死亡や転出等による保険での歳出還付を26年の実績により算出しています。予備費は前年度同様、100万円計上しています。歳出合計、16億149万3,000円で前年度より、3,251万円の減額になっています。

続きまして、歳入の説明を申し上げます。3ページの歳入事項別明細書をお開きください。1款保険料は前年度より、1,372万1,000円減の2億5,230万2,000円を見込んでいます。昨年までは給付費の21%で算出していましたが、27年度は所得段階における保険者数の積み上げによるものです。積算根拠の違いによる減です。12月現在の特徴、普徴対象者は、特徴が3,790名、普徴が223名、合計の4,013名となっており、特徴対象者全体の94.44%となっております。

次に、3款国庫支出金は前年度より、698万1,000円減の4億1,821万2,000円を見込んでおります。本来給付費総額の20%を計上してきましたが、国、県の給付費負担金は施設分とその他分に分けられ、負担割合が異なり、本来の負担割合に合わせた結果、17.535%となりましたので、その割合で計上しています。

次に、4款支払基金交付金ですが、前年度より、2,427万1,000円減の4億3,443万1,000円を見込んでいます。先ほど説明いたしました負担割合率が29%から28%となり、1%削減されたため減額となっております。

次に、5款県支出金ですが、前年度より564万6,000円減の2億3,261万9,000円を見込んでいます。国庫支出金のところで申し上げましたが、本来、給付費総額の12.5%のところですが、施設分とその他分で割合が異なり、本来の負担割合に合わせた結果、14.9649%となりましたので、この割合で計上しています。国庫と県で給付総額の32.49%となり、国庫給付費では31.5%の割合になりますので、昨年度とは変わりありませんでした。

次に、7款繰入金ですが、前年度より654万1,000円多い、2億3,889万5,000円を見込んでいます。これは介護給付費総額の12.5%計上していますが、歳出の給付費総額が減額しているために減少しています。

以上、簡単ですが、議案第20号、和水町介護保険事業会計予算につきまして、提案理由の説明を終わります。

日程第23 議案第21号 平成27年度和水町特別養護老人ホーム事業会計予算

○議長（杉本和彰君） 日程第23、議案第21号「平成27年度和水町特別養護老人ホーム事業会計予算」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

特養施設長 石原忠邦君

○特養施設長（石原忠邦君） はい。議案第21号、平成27年度和水町特別養護老人ホーム事業会計予算につきまして、提案理由の説明を申し上げます。裏面を開けてください。平成27年度の和

水町特別養護老人ホーム事業会計の歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ4億7,535万4,000円とするものでございます。前年度と比較しますと478万9,000円の減で、マイナス1%の予算となっております。

4ページをお願いします。内容につきましては、歳入歳出予算事項別明細により、款ごとに説明します。

まず、歳入について説明します。1款のサービス収入につきましては、この項目では長期入所、短期入所、通所利用者の介護給付費、及びそれに伴います自己負担金の収入でありまして、前年比、706万4,000円減の4億4,988万4,000円としております。このサービス収入は全体に対する構成比が94.6%となります。長期入所者を年間延べ3万8,690人、短期入所者を2,190人、入所利用者を4,290人と見込んでおります。2款の分担金及び負担金は、毎年、町と委託契約しております生きがい支援事業、短期入所者特別支援事業、ふれあいショートステイ事業による町からの収入で、前年比24万6,000円の増の、204万2,000円としております。構成比は0.4%となります。

3款の使用料及び手数料は、毎年、社会福祉協議会と委託契約しております、給食サービス使用料及び町と委託契約しております、生きがい支援事業、短期入所者特別支援事業、ふれあいショートステイ事業の個人負担金収入で前年比1万6,000円増の108万5,000円としております。構成比は0.2%となります。

8款の諸収入につきましては、前年度同額の107万6,000円としております。構成比は0.2%となります。

9款の繰入金につきましては、2,090万4,000円としております。歳出に対して不足する額を計上しております。構成比は4.4%となります。廃款の繰越金につきましては、前年比1,889万円の減の0円としております。繰越金は平成26年度において、使い切ってしまうので、計上しておりません。

続きまして、歳出について説明いたします。

5ページをお願いします。

1款の総務費につきましては、前年比830万9,000円減の4億3,193万円としております。総務費は長期入所者、短期入所者のお世話をする担当職員50名と臨時職員、介護士19名の人件費及びそれに伴います経費、及び施設の管理費を計上しています。構成比は90.9%になります。

2款のサービス事業費につきましては、前年比376万円増の3,904万4,000円としております。この項目はデイサービス事業関係経費でございまして、デイサービス担当職員の4名と臨時職員の3名の人件費、及びデイサービス事業にかかる経費を計上しております。構成比は8.2%となっています。

第3款の支援事業につきましては、前年比24万円の減の338万円としております。この項目は生きがいデイサービス事業関係の経費でございまして、臨時職員1名の人件費、及び生きがいデイサービス事業にかかる経費を計上しております。歳出全体に対する構成比は0.7%となっています。

第4款の予備費につきましては、平成26年度と同額の100万円を計上しております。

以上簡単ですが、議案第21号、平成27年度和水町特別養護老人ホーム事業会計予算の提案理由

を終わります。

日程第24 議案第22号 平成27年度和水町簡易水道事業会計予算

○議長（杉本和彰君） 日程第24、議案第22号「平成27年度和水町簡易水道事業会計予算」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

建設課長 池田宝生君

○建設課長（池田宝生君） 議案第22号、平成27年度和水町簡易水道事業会計予算について提案理由の説明を申し上げます。

表紙の裏面をご覧くださいと思います。平成27年度和水町簡易水道事業会計予算。平成27年度和水町の簡易水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ7,818万5,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第3条、地方自治法第220条第2項のただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。（1）各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。平成27年3月11日提出。和水町長福原秀治。

和水町の簡易水道事業につきましては、平成26年度に中央地区、東郷地区の二つの簡易水道事業を統合し、和水町簡易水道事業として経営基盤の強化を図り、今後ますます地域住民に対するサービス水準の維持向上を図りたいと考えているところでございます。

現在、給水個数470世帯の給水を行っております。また、簡易水道事業の統合とともに、江田川南側の給水区域の範囲の拡張を行っておりまして、ホテル建設に伴う給水や、中央地区への安定供給を行うための配水管布設工事を計画しております。

そこで本年度予算になりますが、まず9ページをご覧くださいと思います。

歳出の主なものを申し上げますが、1款1目施設管理費で、施設管理の需用費といったしまして、656万2,000円を計上しております。また13目、委託料ですが、968万6,000円を計上しています。この中では大藤配水池及び配水管布設工事の設計の委託料として737万7,000円を計上していますが、これは町の防災計画で役場が本部となり、中央公民館が避難所として指定されております。また病院及び特老施設もあることから、全体の給水を24時間確保するためには、現在の貯水量では賅えないために、増設することが必要となります。そこで次年度以降の増設工事の設計を行うため、委託料として計上しているものでございます。

また、15節工事請負費として2,600万円を計上しております。これは先に説明しましたように、給水範囲を拡大したことによるホテル等への給水や、中央地区への安定供給を図るため、未普及地域の新たな配水管工事を行うための費用として計上したものでございます。

次に、27年度に2回、公債費ですけれども1目の元金の償還金として1,940万6,000円及び2目

の利子の償還として、492万5000円を計上しております。

戻りますが、6ページをご覧くださいと思います。

6ページは歳入になりますけれども、歳入では2款使用料及び手数料、1目総務使用料、1節水道使用料で1,970万5,000円を計上しております。現在473世帯に給水しており、月平均、約164万2,000円の使用料徴収となっております。

次に、3款1節の簡易水道施設整備費補助金として833万3,000円を計上しております。

これは、大藤地区の配水管敷設工事に対する補助で事業費に対して3分の1の補助額となっております。

最後になりますが7ページですが、大藤地区、給水管布設工事のために8款1目総務債として2,000万円を計上しております。

以上、議案第22号、平成27年度和水町簡易水道事業会計予算につきまして、提案理由の説明を終わります。

日程第25 議案第23号 平成27年度和水町下水道事業会計予算

○議長（杉本和彰君） 日程第25、議案第23号「平成27年度和水町下水道事業会計予算」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

建設課長 池田宝生君

○建設課長（池田宝生君） 議案第23号、平成27年度和水町下水道事業会計予算について提案理由の説明を申し上げます。表紙裏面をお願いいたします。平成27年度和水町下水道事業会計予算、平成27年度和水町の下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ9,326万2,000円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。歳出予算の流用、第2条、地方自治法第220条第2項のただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。（1）各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。平成27年3月11日提出。和水町長福原秀治。

和水町の下水道事業ですが、この下水道事業は平成9年度から開始されておまして、約20年近くになっていることから今後も適切な維持管理を行うことによりまして、施設の延命化を図ることが大切であると考えております。区域内では現在389世帯の接続となっておりますが、100世帯程度の未接続がありまして、25年から3年間行われております、熊本県生活排水適正処理重点事業及び和水町下水道排水設備工事費助成金事業で、限度額20万円を助成する事業があることからこの事業を活用し、積極的な接続率の向上に努めなければならないというふうに思っております。そこで、本年度の予算となりますが5ページをお願いします。1款1目受益者負担金として120万円を計上しております。これは平成27年度8件の接続を見込んでおりそのための負担金となります。また2款1目下水道使用料として2,160万円を計上しております。これは現在389世帯が下水道へ接続されておまして毎月の使用料が約180万となっておりますので、そこから算定して

いるものでございます。

次に、歳出になります。7ページをお願いします。1款1目の一般管理費、19節の負担金、補助及び交付金で145万6,000円を計上しております。説明の中で下水道排水設備工事助成金として120万を計上していますが、これは、新たにトイレ等の改造を行い下水道へ接続した場合、1件あたり20万円を補助しますけれども、この中で6件を想定しているものでございます。

次に、8ページをお願いします。2款1目11節の需用費で1,470万3,000円を計上しています。主なものは、修繕料として925万8,000円としておりますが、稼働し始めまして10年を過ぎ浄化センターの適正な維持管理を行っていくため、曝気装置等のオーバーホールの修繕等を行いますのでこの修繕料として計上しております。また、委託料として1,055万7,000円を計上しています。これは、管理委託料として主に浄化センターの管理委託費で820万円が必要となっております。また、その他電気保安協会、警備委託等への委託料となっております。

次に、3款1目の元金の償還、4,643万8,000円、2目利子の償還として749万7,000円を計上しております。なお、これ以外の各項目につきましても予算審議資料において説明しておりますので、ご覧いただきたいというふうに思います。

以上、平成27年度和水町下水道事業会計予算につきまして、提案理由の説明を終わります。

日程第26 議案第24号 平成27年度和水町特定地域生活排水処理事業会計予算

○議長（杉本和彰君） 日程第26、議案第24号「平成27年度和水町特定地域生活排水処理事業会計予算」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

建設課長 池田宝生君

○建設課長（池田宝生君） 議案第24号、平成27年度和水町特定地域生活排水処理事業会計予算について提案理由の説明を申し上げます。表紙裏面をご覧ください。平成27年度和水町特定地域生活排水処理事業会計予算、平成27年度和水町の特定地域生活排水処理事業会計の予算は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算）第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,975万2,000円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。第2条地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。平成27年3月11日提出。和水町長福原秀治。

和水町の特定地域生活排水処理事業では、現在580基の合併浄化槽を管理いたしております。本年度は、地域の設置基数を20基として計上いたしております。そこで6ページをお願いいたします。6ページは歳入ですけれども、1款1目の生活排水処理事業分担金の受益者加入分担金として300万計上しております。また、3款の国庫支出金、1目生活排水処理事業、国庫補助金として事業費の3分の1にあたります805万2,000円を計上しております。これは、ともに新規設置に伴う歳入として計上しているものでございます。

戻りますけれども、2款の使用料及び手数料、1目浄化槽使用料を3,192万5,000円を計上しております。現在、月平均で約259万9,000円となっております。この額に新規に設置した場合の使

用料をプラスして算定したものでございます。次7ページですけれども、8款1目衛生債、下水道事業債として、本年度予定しております、20基の事業費にあてるために2,000万円を計上しております。

続きまして、8ページをお願いします。歳出につきましては、本年度予算様式を見直しております、これまで1款総務費の一般管理費内に施設管理費を含めておりました。そこで、それぞれに区別して予算計上しております。そのために前年度と比較した場合におきまして、大きく増減が生じているものでございます。そこで改めまして主なものを説明いたしますと、2款1目特定地域生活排水処理施設管理費の13節委託料で、保守点検委託料として3,127万5,000円を計上しております。歳入でも説明いたしましたが、現在管理しております580基の年間管理及び年度内新規設置の管理委託料を含めた予算となっております。また15節工事請負費ですけれども3,198万1,000円を計上しております。本年度20基の新設を見込んでおりまして、衛生環境の整備に今後努めてまいりたいと思っております。なお、それぞれの予算項目につきまして詳細に予算審議資料で説明しておりますのでご覧いただきたいという風に思います。

以上、議案第24号、平成27年度和水町特定地域生活排水処理事業会計予算につきまして、提案理由の説明を終わります。よろしくをお願いします。

日程第27 議案第25号 平成27年度和水町春富財産区特別会計予算

○議長（杉本和彰君） 日程第27、議案第25号「平成27年度和水町春富財産区特別会計予算」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

住民課長 松尾憲成君

○住民課長（松尾憲成君） 議案第25号、平成27年度和水町春富財産区特別会計予算について提案理由の説明を申し上げます。まず、表紙の裏面をご覧ください。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28万1,000円とするものです。前年度の予算と同額を計上いたしております。

次に3ページをご覧ください。事項別明細書の歳入です。前年度繰越金27万9,000円が主なものでございます。

次に4ページをご覧ください。歳出でございます。財産費18万1,000円、予備費に10万円を計上いたしております。歳出の内訳を御説明申し上げます。6ページをご覧ください。1款財産費、1項財産管理費、1目の財産管理委員会費として12万7,000円を計上いたしております。その内訳は、年2回開催しております幹事会の委員報酬を7万9,000円、費用弁償を1万4,000円、それから需用費として2万9,000円、これは幹事会開催時の食糧費などです。それから役務費として5,000円これは通信費及び労災保険料です。

次に、2目の財産管理費として5万4,000円を計上しております。その内訳は財産区有林の境界確認作業や除草作業時の賃金として4万2,000円、作業時の消耗品として1万円などです。2款の予備費には10万円を計上しております。

以上、簡単ですが、平成27年度、和水町春富財産区特別会計予算の提案理由の説明を終わります。御承認いただきますようよろしくお願いします。

日程第28 議案第26号 平成27年度和水町後期高齢者医療事業会計予算

○議長（杉本和彰君） 日程第28、議案第26号「平成27年度和水町後期高齢者医療事業会計予算」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

税務住民課長 石原民也君

○税務住民課長（石原民也君） 議案第26号、平成27年度和水町後期高齢者医療事業会計予算につきまして、提案理由の説明を申し上げます。表紙の裏面をお願いします。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億4,566万3,000円とするものでございます。前年比で212万6,000円の減となっております。最初に5ページの歳入から御説明いたします。1款後期高齢者医療保険料、1目特別徴収保険料5,843万4,000円、2目普通徴収保険料1,461万円、広域連合より被保険者数、今2,525人おられますが、それを元に試算をしまして計上しております。税率につきましてはおおむね2年を通じて財政の均衡を保つとされておりまして、平成27年度につきましては平成26年度と同じく均等割額の4万7,900円、所得割率の9.26%平均一人当たりで2万8,928円の保険料となっております。

次に、4款繰入金、2目保険基盤安定繰入金は保険料軽減の補填となるもので県が4分の3、町が4分の1を負担しまして熊本県広域連合からの試算に基づきまして6,048万7,000円を計上しております。

次に、5款繰越金でございますが691万8,000円を前年度から繰越しております。

次に、6ページをご覧ください。中ほどにあります6款、諸収入、4項、受託事業収入、1目、後期高齢者医療広域連合受託事業収入その保険保持増進事業収入でございますが、528名分の健康診査料と事務費、それから人間ドックの費用助成事業で517万円を計上しております。人間ドック支援の費用助成につきましては30人分、今年度より新たに事業でしとります。

次に、7ページの歳出について説明いたします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、職員1名分の給与及び需用費等の経費573万6,000円を計上しております。

次に、1款総務費、1項総務管理費、2目徴収費では保険料徴収にかかる事務費として32万6,000円を計上しております。次に、その下段にあります、2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、被保険者の方々から納付いただいております保険料と、一般会計から繰り入れる基盤安定負担金を広域連合へ納付する必要がありますので、1億3,353万3,000円を計上しとります。

次に8ページをお願いします。3款保健事業費、1目健康診察費につきましては、被保険者の健康診査や人間ドックの費用及びその事務費としたしまして528名分を503万7,000円を計上しております。最後に予備費として100万円を計上しております。

以上、簡単ですが、議案第26号、平成27年度和水町後期高齢者医療事業会計予算の提案理由の説明を終わります。よろしく申し上げます。

日程第29 議案第27号 平成27年度国民健康保険和水町立病院事業会計予算

○議長（杉本和彰君） 日程第29、議案第27号「平成27年度国民健康保険和水町立病院事業会計

予算」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

病院事務部長 豊後正弘君

○病院事務部長（豊後正弘君） はい。議案第27号、平成27年度国民健康保険和水町立病院事業会計予算について提案理由の説明を申し上げます。まず1ページをお願いいたします。

まず、第1条が総則でございまして、第2条に業務の予定量を定めております。（1）の病床数、3階の一般病棟が56床、4階の療養型病棟が、医療30床、介護12床、計の42床。3階と4階の合計が98床でございます。（2）の年間入院患者延べ数、2万6,000人。1日平均入院患者数が71人。

（3）の年間外来患者延べ数2万9,130人。1日平均外来患者数が120人。この数字はあくまでも見込みの延べ患者数でございます。（4）の主要な建設改良事業の非常用発電機据付工事3,436万8,000円、それからエレベーター改修工事の3,047万2,000円予定しております。

続きまして、第3条の収益的収入及び支出の予定額を9億8,717万4,000円計上しております。前年度の当初予算より、約1,920万7,000円増となっております。

続きまして2ページをお願いいたします。

第4条の資本的収入及び支出でございます。まず、資本的収入の予定額を1億295万8,000円、支出の方が1億3,391万6,000円としております。なお、収入額が支出額に対して不足する額3,095万8,000円は過年度分消費税資本的収支調整額で補填するものとしております。

次に、第5条に起債の限度額を6,400万円、第6条に一時借入金を定めたものでございます。

続きまして、3ページをお願いいたします。第7条に職員給与費、正職員80名、非常勤職員28名、計の108名分の人件費、6億7,120万7,000円。それと院長交際費で30万円計上しております。第8条で棚卸資産の購入限度額を6,810万2,000円と定めたものでございます。

続きまして10ページから、10ページと11ページにつきましては予定キャッシュフロー計算書でございます。年間の業務活動、投資活動、財務活動、それぞれの金の動きを示したものでございます。続きまして、19ページと20ページが27年度の予定貸借対照表、それから21ページと22ページが予定損益計算書で26年度の決算見込み、それから23ページと24ページが26年度の予定貸借対照表、それぞれ計上しております。続きまして、25ページから最後のページ、42ページまでの方が予算の収入及び支出を計上しております。まず25ページから説明いたします。

収益的収入の予算基礎算出資料でございます。主なものを申し上げます。

1項の医療収益、1目の入院収益を5億4,374万5,000円。2目の外来収益を1億8,775万円。入院外来の積算基礎といたしまして、先ほど入院患者数、外来患者数の推定見込みを申し上げましたが、1日1人当たりの診療単価を入院で約2万円、外来で約6,400円程度と割り出したものでございます。

次に、26ページの4目の一般会計負担金、7,341万円。医療収益の繰入金として見込んでおります。次に、27ページをお願いいたします。第2項の医療外収益でございます。1億1,493万2,000円を予定しておりますが、主なものは2目の一般会計からの繰入金でございまして、1億348万円計上しております。次に、28ページをお願いいたします。3項の健康管理センター収益、4項の居宅介護支援事業収益、5項の訪問看護事業収益をそれぞれ見込んでおります。

次に、30ページからは支出になります。1款病院事業費用、9億8,717万4,000円。前年度と比較しますと、1,920万7,000円の増と予定しております。1項の医業費用、9億2,383万7,000円。そのうち1目の給与費用、6億2,137万5,000円を予定しております。前年度と比較しますと約4,240万円の増となっております。これは27年度から検査技師、理学療法士、介護支援専門員など新たに5名の職員を採用するため給与費の増加があげられます。次に、32ページをお願いいたします。3目の経費につきましては、1億5,778万8,000円を予定しております。

次に、34ページをお願いいたします。第2項の医業外費用といたしまして、931万9,000円。主なものは1節の企業債利息841万2,000円。それから35ページの3目の雑損失の前年度で計上しておりました1,220万円。これは平成26年度からの制度改正に伴いまして、減額にしております。次に35ページの3項の健康管理センター費用、それから36ページの4項の居宅介護支援事業費を38ページの5項の訪問看護事業費用、それぞれ職員の人件費が主となっております。それから39ページの第6項の特別損失、3目のその他特別損失に前年度に2,737万2,000円計上しておりましたが、これは制度改正によりまして、平成26年度に6月に支払いました期末勤勉手当の引当金で平成26年度のみになります。

続きまして40ページをお願いいたします。資本的収入でございます。1億295万8,000円。前年度と比較しますと2,936万7,000円の増となっております。第1項の出資金、1目の一般会計出資金といたしまして3,895万8,000円の交付税、これを繰入金として予定しております。また第2項の企業債として6,400万円計上いたしております。これは、資本的支出の建設改良費にあてる分でございます。

次に41ページをお願いいたします。

1款資本的支出、1項の建設改良費、2目の施設費、1節の工事請負費で6,484万円。これは非常用発電機据付工事に3,436万8,000円。これは医療のシステム化などに伴いまして、サーバー機器などの増加しまして、災害時などの緊急時に医療機関として機能するため、非常用発電機の整備をするものでございます。26年度に計画をしておりましたが、計画を変更しまして、27年度に予定しております。

それからエレベーター改修工事に3,047万2,000円。これは平成26年4月1日から建築基準法施行令の一部改正が施行されております。建築基準法では法令が改正されたとしても、法改正時点における既存の建築物に対して、最終法令の規定が及ぶことはありませんが、ただし、エレベーターの部品がありますけれども、部品の供給期限が最長で平成30年9月で終了します。現在、在庫のみでの供給となりますので、このようなことから27年度に予定してのものでございます。

最後のページ、42ページは企業債償還金、4,251万8,000円を予定しているものでございます。資本的支出額は合計で1億3,391万6,000円となります。

以上で、議案第27号、平成27年度国民健康保険和水町立病院事業会計予算について提案理由の説明を終わります。

○議長（杉本和彰君） お諮りします。

議案第18号「平成27年度和水町一般会計予算」から議案第27号「平成27年度国民健康保険和水町立病院事業会計予算」までの審査については、常任委員会の休会中の審査としたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号から議案第27号までの審査については常任委員会の休会中の審査とすることに決定しました。

しばらく休憩します。

休憩 午後2時02分

再開 午後2時15分

○議長(杉本和彰君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第30 議案第28号 平成26年度和水町一般会計補正予算(第10号)

○議長(杉本和彰君) 日程第30、議案第28号「平成26年度和水町一般会計補正予算(第10号)」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

総務課長 高木洋一郎君

○総務課長(高木洋一郎君) ただ今議題となりました。議案第18号、平成26年度和水町一般会計補正予算(第10号)について提案理由の説明を申し上げます。

予算書の裏面をご覧くださいと思います。平成26年度和水町の一般会計補正予算(第10号)は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,288万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70億5,888万2,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許補正」による。

第3条、債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

第4条、地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。平成27年3月11日提出。和水町長 福原秀治であります。

この補正予算は、平成26年度の事業の実績見込み等によるもの及び国、県の追加補正に対応したものであります。特に、減額するものについては、事業の実施により不用見込みとなったものであります。また、追加をお願いするものは、国の新たな施策としての地方創生事業に係るものや、追加の事業に対応したものであります。まず、「第1表 歳入歳出予算補正」について御説明いたします。

9ページ以降に添付しております、歳入歳出補正予算事項別明細書にて主なものを説明いたし

ます。歳入については9ページ、主なものを御説明いたします。

10款地方交付税の2億8,040万7,000円の追加及び15款県支出金の1億7,525万8,000円等の追加と合わせて、19款の繰越金3億8,272万6,000円の減額、それから21款の地方債の6,730万の減額など、差し引きの歳入合計が1,288万7,000円の追加として、補正後の歳入の総額が70億5,888万2,000円とするものです。歳出についても同様に10ページですけれども、補正の額の1,288万7,000円を追加して、総額を70億5,888万2,000円とするものです。歳入の主なものについて説明を申し上げます。

11ページをご覧ください。10款地方交付税、1項地方交付税、1目の地方交付税に2億8,040万7,000円を追加いたします。これは、普通交付税の額の確定による追加補正であります。

12ページの14款、国庫支出金、2項国庫補助金、1目の国庫補助金、総務費の国庫補助金でございますが、1節の市町村合併推進体制整備補助金これが2,239万3,000円を減額いたします。これは、当初予定しておりました事業費に対する補助金の申請を行いましたけれども、事業費の減、それから補助金交付の減額によるものでございます。同じく17節で、地域消費喚起生活支援型交付金、これが2,703万5,000円を追加いたします。また同じく18節で地方創生先行型交付金、2,497万4,000円を追加します。これらにつきましては、「まち・ひと・しごと」創生事業に係る交付金及び補助金の補正でございます。同じく2目の民生費国庫補助金が2,993万3,000円を減額いたします。主なものは、臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時給付金事業の実績に伴う減額等、3,472万8,000円です。それから、介護予防の施設整備補助金が、10節に介護予防拠点整備事業補助金というのがございますが、479万5,000円を追加補正です。これは、町内の5つの地区の公民館の介護予防拠点としての整備事業に対する補助金でございます。と同時に13ページの15款県支出金の2項県補助金、2目民生費県補助金の3節で高齢者福祉費補助金が同額のマイナス補正としておりますが、これは国から直接補助金が交付されることから、組み替えを行ったものでございます。続きまして14ページをお開きいただきたいと存じます。15款県支出金、2項県補助金、4目の農林水産業費県補助金に、1億8,139万1,000円を追加します。主なものは、2節の林業費補助金に1億7,498万円を追加するもので、主なものは、緑の産業再生プロジェクト促進事業補助金、1億7,710万円を追加いたします。これは、地域の木材の利用拡大を図るための民間事業者に対して、県を通じて国の支援補助金が交付されるものでございます。その他、1節の農業費補助金の中で、人・農地問題解決加速化支援事業654万円を追加します。これは、青年就農給付金補助金等にあてられるものでございます。同じ款項の、5目商工費県補助金は399万1,000円を減額します。7目の教育費県補助金、465万9,000円を追加します。主なものは、1目の学校教育補助金の中のへき地児童生徒援助費等補助金で、スクールバスの運行に対する補助金の額が確定したことにより、407万円が追加されるものです。8目の災害復旧費県補助金274万6,000円の減額です。これは、農地等の災害復旧の査定結果による減額でございます。15ページをご覧ください。

15款の県委託金、3項県委託金の7目教育費委託金399万円の追加は、和仁地区の圃場整備地区に係る発掘調査の事業実績に基づく県の委託料であります。17款の寄附金、1項寄附金、1目寄附金は、329万9,000円を追加します。これは、ふるさと応援寄附金で13件の寄附金をお寄せいた

だいたいでございます。19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金の3億8,272万6,000円は、財源調整へのため減額をするものです。16ページをお開きいただきたいと思います。21款町債、1項町債の4目土木債6,230万の減額です。これは、道路整備事業に対する起債申請額に対して、その減額が決定したことによる減額によるものです。同じく同じ項の5目消防費については、140万の減額は入札残を減額するものであります。続きまして、17ページをご覧くださいと思います。歳出でございます。減額の主なものは、不用額を減額補正するものですので、詳しくは割愛させていただきますが、追加補正をお願いする主なものについて説明をいたします。17ページの1款1項1目の議会費の減額については人事異動等による人件費の減でございます。2款1項1目の一般管理費の減額は、副町長に係る人件費の減によるものです。18ページをお開きください。6目の企画費で1,526万円の追加です。主な要因は、「まち・ひと・しごと」地方創生事業に係るもので、13節委託料の地方版総合戦略策定事業に888万8,000円。それから次のページの19節負担金、補助及び交付金の小さな拠点形成事業補助金1,047万4,000円によるものでございます。地方版総合戦略策定については地方創生事業に取り組む場合に必須のものでありまして、今回は、本町の基礎的事項の調査、分析等を行うものであります。また、小さな拠点形成事業は地域を支える公共交通網形成計画を策定するもので、いずれも次年度の繰越事業を予定をしております。19ページの8目電子計算費886万円の減額です。この主な要因は、個人情報保護整備支援事業業務委託の委託内容を精査し、業務を縮小したこと及びイントラネット施設の更新業務の減額によるものです。役場内のサーバーの更新を減したものであるものです。

20ページをお開きいただきたいと思います。2款1項10目の地域づくり推進費149万3,000円の減額ですけれども、一部追加しております。19節の負担金補助及び交付金で、起業支援負担金として300万円を追加させていただいております。これは、地域おこし応援隊協力隊の任期満了後の起業、業を起こす起業ですけれども、生業を起こす起業のための補助金3名分です。これは、来年度において特別交付税で措置されるものであります。21ページをご覧くださいと存じます。21ページの最下段、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費の516万9,000円、これは不用額を減額するものです。続きまして、22ページをお開きいただきたいと思います。3款1項2目の高齢者福祉費、1,478万4,000円を減額いたします。主なものは、28節の繰出金、介護保険事業会計の繰出金の減額が大きな要因でございます。23ページの8目、臨時福祉給付金給付事業費、それからその下段の9目、子育て世帯臨時特例給付金給付事業、この二つの事業につきましては、給付事業の実績による不用額の減額によるものです。福祉給付金につきましては、当初、国の算定基準により最少者を算出しておりましたけれども、その予算を計上しておりましたが、実際の受給対象者が少なかったということで、2,900万円の減額、それから、子育て世帯についても当初見込みより申請者が少なかったという理由で、241万円の減額をいたすところでございます。26ページをお開きいただきたいと思います。最上段の19節、県営負担金補助及び交付金で1,050万の追加ですが、これは土地改良事業費に関わるもので次年度において、予定されておりました事業について、熊本県が2月の議会において補正予算を確保いたしましたことから、前倒しで実施をするための追加でございます。14目人・農地問題解決加速化支援事業、ここで655万4,000円

の追加でございます。負担金、補助及び交付金の青年就農給付補助金、600万円を追加させていただいております。これは、次年度の給付金の第1回目の交付を繰り上げて実施されることによるものでございます。続いて同じく6款の2項2目林業振興費、19節に1億7,415万円の追加でございますが、19節の中の緑の産業再生プロジェクト促進事業補助金、1億7,710万円を追加いたします。これは、歳入のところで申し上げましたけれども、地域の木材の利用拡大を図るため民間事業者への支援補助金として、国から補助されるものです。補助率は、国が50%県が5%残りの45%については事業者負担となっている事業でございます。27ページをご覧ください。7款1項1目の商工総務費が2,392万4,000円を追加しますが、主なものは、19節の負担金、補助及び交付金のプレミアム商品券発行事業補助金、287万1,000円が大きなものでございます。これは、先に説明いたしました。2,871万円を追加するものです。失礼いたしました。これは、先に説明いたしました、「まち・ひと・しごと」創生事業にかかる追加です。この事業は地域消費喚起、生活支援に資することを目的としてプレミアム付きの商品券を発行し、地域消費の拡大を図ることを目的とする事業でございます。同じく、7款1項2目観光費は企画費のところでも御説明いたしましたけれども、道の駅地域拠点機能強化事業に係る計画策定に必要な策定委員会の必要経費と、開けていただいて13節の委託料のところに音声多言語史跡案内の制作委託料361万5,000円を追加するものです。音声多言語の案内は、英語、中国語、韓国語、日本語の4言語について策定をする予定でございます。以上、主な歳出項目について説明を申し上げたところです。恐れ入ります。6ページにお戻りをいただきたいと思います。第2表、繰越明許費補正です。今回追加するものを掲載しておりますので、説明いたします。歳入歳出、事項別明細で説明したうちの4つについて繰越すものであります。事業名の欄をご覧くださいと思いますが、最上段の企画事務経費、これは、地域版総合戦略の策定経費888万8,000円です。次の小さな拠点形成事業は、公共交通網形成計画の策定経費1,047万4,000円、林業振興費は、緑の産業再生プロジェクト促進事業補助金で1億7,710万円、それから、次の商工総務事務経費は、プレミアム商品券発行事業に係る経費で、3,001万円、次の観光施設整備管理事業経費、これが音声多言語史跡案内の制作経費で361万5,000円です。それから、道の駅地方創生拠点化事業経費、これは道の駅の地域拠点機能強化事業に係る計画策定経費で、246万2,000円、最下段の学校統合建設事業は、番城グラウンドの西側工区の埋立事業であります。国交省等の工事等の遅れによりまして、埋め立て用の土地が確保できなかったことから、3,104万7,000円を繰り越すものでございます。7ページの3表、債務負担行為補正についてでございますが、2件を追加いたします。1件目は、平成26年度三加和小中学校情報端末機器導入事業で、26年度までの債務負担行為で1,251万2,000円、これは三加和小中学校のパソコン教室、41台分のパソコン導入に係るものでございます。それから、広報紙印刷製本は平成27年度の債務負担行為291万円です。次年度27年度の27年の5月以降の広報紙の印刷製本を予定しております。

次に8ページをお開きいただきたいと思います。次に4表、地方債補正について説明いたします。上段の道路橋梁整備事業、補正前の地方債限度額を1億6,060万円としていたものを、9,830万円とするもので6,230万円の減額です。これは、本年度当初において骨格であったことから想定

される最大限の事業費をもって、起債許可申請を行っておりました。と同時に起債許可額が減額したことから、減額するものであります。下段の消防施設整備事業、これは、補正前の1,850万円を1,710万円とするもので、入札残の140万円を減額するものでございます。以上、議案第28号、平成26年度和水町一般会計補正予算（第10号）の提案理由とさせていただきます。

御審議、御承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（杉本和彰君） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

10番 池田龍之介君

○10番（池田龍之介君） 29ページですね、土木費で地方債が合計6,230万減額されております。補正額を見てみると、2,188万8,000円、差額の4,041万2,000円、これはたぶんこの表から見ると一般財源の方に切り替えられていると思いますけれども、当初、地方債で予定していたのをどういう理由で一般財源の方に切り替えるのか。それと、この減額分の工事はどのような工事を執行できなかったのか、それをお伺いします。

○議長（杉本和彰君） しばらく、休憩します。

休憩 午後2時43分

再開 午後2時47分

○議長（杉本和彰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。

建設課長 池田宝生君

○建設課長（池田宝生君） 今、池田議員の御質問ですけれども、まず事業につきまして8款土木費、2目の道路新設改良費、単独分ですけれども、この中では大きく減額しておりますのは、土地購入費の部分の670万でございます。これにつきましては、三加和地区の岩線において、当初600万程度の用地購入を見込んでおりましたけれども、測量、設計との関係で、約岩線だけで、600万の減額を行っております、工事につきましては、実行しておりますけれども、この中でできなかった工事区間というのはございません。

それから、3目の道路新設改良補助分でございますけれども、この目におきましても委託料の800万を大きく減額しております。これにつきましては、今年度、道路新設改良費の補助分で、江田高野線、総延長約2,150メートルございますけれども、この一工区1,500メートルにおきまして、測量設計業務を行っております。この中で事業費を5,700万ほど確保しておりましたけれども、設計業務、地質調査、用地測量等で、800万の不用額が生じたので、ここで800万の減額を行っているものでございます。当初予算を計上した中では、地方債等に大きくウエイトをおいとしたわけですが、最終の過疎債の枠が絞られたことによりまして、一般財源の方を増額したということでございます。以上でございます。

○議長（杉本和彰君） 質疑はありますか。

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） 28ページの、13節の委託料の中で音声多言語史跡案内とありますけれども、先日小山議員の方から言われてます。本日いらっしゃらないんで、私の方で言わせていただきますけれども、こういうことをすることによって、今まである史跡等、三加和地区においては八つの神様とか、田中城とかありますので、そういうところの連携並びに整備を、しっかり、これをするによって、行っていただくということは、観光客の確保につながるということはもちろんですけども、行かれて残念がられないようにしていただくようお願い申し上げます。

○議長（杉本和彰君）

経済課長 坂本政明君

○経済課長（坂本政明君） ただ今、蒲池議員御質問にお答えします。今度音声多言史跡案内ということをするような形にしておりますけれども、これをするにあたりまして、また今後このようなかたちで観光客が来て喜んでいただくような整備につきましては、また、今後検討して進めていきたいと考えておりますので、いろいろな御指導等もよろしくお願いしたいと思います。以上です。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第28号、平成26年度和水町一般会計補正予算（第10号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立全員です。

したがって、議案第28号は、原案のとおり可決されました。

日程第31 議案第29号 平成26年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第2号）

○議長（杉本和彰君） 日程第31、議案第29号「平成26年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第2号）」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

税務住民課長 石原民也君

○税務住民課長（石原民也君） 議案第29号、平成26年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由の説明をいたします。

予算をご覧ください。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、1,018万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億5,461万8,000円とするものでございます。

補正予算の説明を申し上げますが、最初に7ページの歳入から申し上げます。

7款の共同事業交付金、1目高額医療費、共同事業交付金、225万6,000円の減額と、同じく7

款 2 目保険財政共同安定化事業交付金、1,244万3,000円を追加しております。いずれも国保連合会からの交付決定見込額に基づきまして、減額と追加をしており、合計で1,018万7,000円の追加となっております。

続きまして、8 ページの歳出の説明をいたします。1 款総務費、1 目一般管理費の給料手当共済費の人件費につきましては、合計で112万7,000円の減額。年度当初の人事異動によるものです。同じく一般管理費の委託料につきましては、共同電算機器保守点検委託料を組んでおりますが、国への調査報告で国保実績システムの改修が必要になったため、32万4,000円の追加をしております。合わせて80万3,000円の減額となっております。

次に、2 款保険給付費、1 項療養諸費、1 目の一般被保険者療養給付金についてでございますが、当初の予算見込みより支出が多くなっておりますので、見込額で700万円を追加しております。下段の 2 目退職被保険者等療養給付につきましては、当初予算で大目に組んでおりますが、見込額で3,500万円ほど減額しております。これは前年に比べて退職被保険者の減少も一因と考えられております。

次に、2 款保険給付費、2 項高額療養費、2 目退職被保険者等高額療養費につきましても、上記の退職被保険者給付金と同様の説明で高額療養費も見込額で1,000万円を減額しております。

次に、2 款保険給付費、4 項出産育児金、1 目出産育児一時金、42万の追加ですが、当初16人分で計上しておりましたが、福祉課あたりの出産の環境を確認しまして、実績見込みで1 名分増やしております。

続きまして9 ページをお願いいたします。

5 款老人保健拠出金、1 目老人保健医療拠出金、100万円の減額。これは、高齢者医療制度の移行で拠出額を大幅に減っており、減額しております。

次に、7 款共同事業拠出金、1 目の高額医療拠出金、84万7,000円の追加でございます。これは、高額医療費の発生で町財政運営の負担を緩和するため、国保連合会へ支払う拠出金ですが、その決算見込みがでましたので当初予算に追加しております。

次に、中段の 8 款保健事業費、1 項 1 目特定健康診査等事業費の委託料、201万7,000円の減額、これは各医療機関への特定健診や保健指導、人間ドックの費用として支払う分が、当初よりこれまでの受診率の伸びで大目に計上しておりました。しかし、支払見込額を試算したところ少なくなったため、減額しております。25年度については、特定健診の受診率は63.8%ぐらいでした。25年度です。26年度の計上で大目に出しとりましたけど、今の時点で若干まだそこまでいっておりません。同じく 8 款 2 項保健事業費、2 目疾病予防費、13節委託料、二次健診委託料、10万1,000円も支払い実績に基づき減額しております。最後に11款の諸支出金、1 項償還金及び還付加算金でございますが、3 目の償還金5,084万1,000円を追加しております。これは、特別調整交付金等の平成21年から平成25年度分の返還金として、支出しているものでございます。以上簡単ですが、3 月 5 日の国保運営協議会に諮問し、答申を受けたことを申し添えて、提案理由の説明といたします。よろしく申し上げます。

○議長（杉本和彰君） これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

11番 杉村幸敏君

○11番（杉村幸敏君） この国民健康保険の会計の補正ですが、この件について一番大きな数字はこの前の全協の時に、計算が間違っとなんと、5,071万6,000円という説明とこの償還金の金額が若干違いますたいね、ここにはどういう絡みですかね。

○議長（杉本和彰君）

税務住民課長 石原民也君

○税務住民課長（石原民也君） 杉村議員の質問にお答えいたします。返還金についてでございますけれど、対象になっております特別調整交付金の返還でございますが、対象が結核性疾患や精神病に係る療養給付費を対象に交付金の対象になっておりますけれど、その自主返還をするようにしておりますけど、年度が平成21年度から25年度までの合計額で5,071万6,000円ということになっておりますが、その間それに関連しまして保険療養給付費の負担金が24年度分について調整が必要になりましたので12万5,000円を追加して、合計が5,084万1,000円ということになっております。以上でよろしいでしょうか。

○議長（杉本和彰君）

11番 杉村幸敏君

○11番（杉村幸敏君） 今、金額の修正についてはわかりましたが、やっぱりここに書いてありますように、今回このような本来計上すべきでない数値を計上し、報告したことについては担当者を含め記載要領の確認不足及び事務を引き継ぎ不足であると認識しています。今後このようなことのないように、報告数値の精査及び事務引き継ぎの徹底を図っていきます。というこれがありますよね。これは、町長、金額がちょっとあんまり大きすぎます。5,000万で。熊本市あたり健康保険のちょっと精査漏れがあると、何で精査漏れがあったと、熊日新聞あたりに載りますが、国保の委員会では、認めてあるようですが、この問題については、町長も課長も前の時かもしれないが、これは町民に深くお詫びをせんと、ただこれ簡単に承認していったということで、私は済まされないと思いますが、町長どういうお考えですか。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 同じ思いであります。

○議長（杉本和彰君）

税務住民課長 石原民也君

○税務住民課長（石原民也君） 大変失礼しました。この問題につきましては、精神疾患にかかる療養給付費等の特別調整交付金のための申請額が、高いということで、内部でも調査をしていたところで、最終的に金額がわかるのが遅くなったため、この3月の補正という形になってしまいました。また深く住民の方にもお詫びしなければいけないと思っております。今後事務処理の点でおきましても、担当者の方の事務精査、それから連合会の方にもシステムの改修等ができるかどうか、お尋ねしながら検討していきたいと思っております。以上です。

○議長（杉本和彰君）

11番 杉村幸敏君

○11番（杉村幸敏君） 町長が、今、一言お詫びしますと、お詫びされたから、私は何も言いませんが。議員私たちも、こういうことにしっかり勉強をして、国保の委員会あたりでも、どういう話だったか知りませんが、議員としてこういう大きな、次が、何年間も放置をされとったということは本当に職員自ら、衿を正していかなければ、これは本当に大きな問題だと思いますので、今後ぜひともこのようなことがないように御指導されるように、私は思います。以上です。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） しっかり承りました。ありがとうございます。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、起立によって行います。議案第29号、平成26年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

日程第32 議案第30号 平成26年度和水町介護保険事業会計補正予算（第2号）

○議長（杉本和彰君） 日程第32、議案第30号「平成26年度和水町介護保険事業会計補正予算（第2号）」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長 堤 一徳君

○健康福祉課長（堤 一徳君） はい。議案第30号、平成26年度和水町介護保険事業会計補正予算（第2号）につきまして提案理由の説明を申し上げます。1枚めくってください。

歳入歳出予算総額から歳入歳出それぞれ1億444万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億9,217万3,000円とお願いするものです。まず、歳出の主なものから説明をいたします。予算書の7ページをお願いします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費で140万4,000円減額し、3,501万6,000円とお願いしております。補正の主な理由は、人事異動による人件費の減と、制度改正によるシステム改修委託料を96万6,000円増額し、差し引きの144万4,000円の減額の3,501万6,000円としております。

2款介護給付費、1項介護サービス等諸費、5目施設介護サービス給付費を、9,045万6,000円減額し、6億890万4,000円とお願いしています。介護老人福祉施設、特別養護老人ホームへ町内被保険者の入所者を当初予算では、月平均152名で計上していましたが、実績が月平均138名とな

っており、その減少分として5,025万6,000円減額と介護老人保健施設も当初、月50名で計算していましたが、実績は町内被保険者の入所者は月平均45名となっており、その減少分として2,004万円減額と、介護療養型医療施設も当初、月22名で計算していましたが、実績では月平均18名となっており、その減少分として2,001万6,000円減額の合計9,045万6,000円の減額補正をお願いしております。9目、居宅介護サービス計画給付費を300万9,000円増額をお願いしています。これは、在宅での要介護の方が介護サービスを利用される際、ケアマネージャーにケアプラン作成を依頼している費用です。当初では月平均355件で計算していましたが、実績は月372件となっており、月平均19名増により不足額を計上しております。次に2項、介護予防サービス等諸費の1目、介護予防サービス給付費を402万8,000円減額をお願いしています。こちらは、当初のとおりに月平均の利用者数の変動はありませんでしたが、利用された被保険者の方の要支援度が当初より低い支援度の方が多かったため、平均単価が下がったものです。8ページをお願いします。8ページの4項、高額介護サービス等諸費、1目、高額介護サービス費を402万円減額をお願いしています。これは、要支援の方が介護サービスを利用された際、利用料を1割負担されますが、月に限度額を超えた場合に高額介護サービス費として支給するものです。減額の理由として、先ほどの施設費の施設利用者による減少による、高額介護サービス費に該当される方も減少したためと思われます。次に6項、特定入所者介護サービス等諸費、1目、特定入所者介護サービス費を604万8,000円減額をお願いしています。これは、低所得者の方の負担を軽減するために、所得に応じて食事と居住費に自己負担限度額が設けられており、限度額を超えた分を助成しています。減額の理由として、高額介護サービス費と同様の施設利用者の減少により、該当される方も減少されたためです。

次に4款、地域支援事業費で減額をお願いしていますが、主なものは、事業の執行残や事務費の執行残を減額したものです。次に歳入について御説明申し上げます。5ページをお開きください。

1款保険料、1項介護保険料、1目第1号者被保険者保険料を2,439万4,000円減額し、2億4,162万9,000円をお願いしています。保険料につきましては、当初予算では歳出の介護給付費の21%が第1号者被保険者の負担率となってますので、2億6,602万3,000円で計上していましたが、今年度の保険料、実質見込みを算出した結果、特別徴収保険料は2,386万円減の2億2,620万円、普通徴収保険料は120万1,000円減の1,476万円となりましたので、補正予算にて計上いたしました。12月現在の特徴普徴対象者は特別徴収者が3,790名、普通徴収者が223名の合計の4,013名となっております。

次に、3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金、以降の交付金補助金について説明いたします。交付金補助金は、先ほどの歳出の介護給付費に対しての交付補助率に沿って、申請を行っております。国庫負担金は、263万4,000円増の2億7,582万6,000円です。こちらは、今回補正予算前の介護給付費額で申請をしていますので、増額となっています。但し、決算後来年になりますけれども、介護給付費が確定しますので、来年度予算で返還する予定です。次の2項、国庫補助金、1目、調整交付金は、補正額462万7,000円の減で、1億4,078万6,000円です。

こちらは昨年11月までの介護給付費実績に基づいて、申請とする方式となっておりますので、今回の介護給付費の減額分調整交付金も減額となっています。次のページをお願いします。

4 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金、1 目介護給付費交付金、これは40歳から64歳までの第2号被保険者分ですが、補正額5,664万1,000円減で3億9,679万4,000円です。こちらが昨年11月までの介護給付費実績に基づいて申請しますので、今回の介護給付費の減額分、支払基金交付金も減額となっています。

7 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目介護給付費繰入金は補正額1,262万8,000円の減の1億8,282万7,000円です。一般会計繰入金は、介護給付費の12.5%を町から繰り入れていますが、先ほどの介護給付費減により、減額としております。8 繰越金は、979万9,000円減の5,316万円です。この繰越金は、財源調整によるものです。以上で平成26年度和水町介護保険事業会計補正予算（第2号）の提案理由の説明を終わります。

○議長（杉本和彰君） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、起立によって行います。議案第30号、平成26年度和水町介護保険事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。しばらく、休憩します。

休憩 午後3時14分

再開 午後3時25分

○議長（杉本和彰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第33 議案第31号 平成26年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第4号）

○議長（杉本和彰君） 日程第33、議案第31号「平成26年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第4号）」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

特養施設長 石原忠邦君

○特養施設長（石原忠邦君） 議案第31号、平成26年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第4号）につきまして提案理由の説明をいたします。2ページをお開きください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,408万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出、それぞれ4億9,556万4,000円とするものでございます。5ページをお願いします。歳入について説

明いたします。

1 款サービス収入、1 項介護給付費、1 目施設介護サービス収入を1,041万3,000円減額補正しまして、3 億2,551万1,000円としております。一昨年11月から昨年8月まで続いた長期入院に伴う、空ベットと入所定員110床確保できなかったことと、要介護の低い入所者が増えたことによります減収でございます。2 目、居宅介護サービス費収入を252万9,000円減額補正しまして、4,594万5,000円としております。内訳といたしまして、短期入所生活介護費収入の97万6,000円の増額補正です。4 月から順調に利用者及び利用日数の増加による増収となったものです。通所介護費収入は350万5,000円の減額補正です。デイ利用者の入院、死亡等で利用者、利用日数の減と介護度の低い利用者の増加による減収です。以上合計しますと、1,294万2,000円減額補正しまして、3 億7,145万6,000円としております。次に同じくサービス収入の2 項、自己負担金、1 目、施設介護自己負担金を356万3,000円減額しまして、5,931万7,000円としております。これは、施設介護サービス収入の減収に伴う自己負担金の減収によるものでございます。2 目、居宅介護自己負担金収入を48万6,000円増額補正しまして、1,015万6,000円としております。内訳は、短期入所負担金は、98万7,000円の増額です。短期入所生活介護費収入の増加に伴い増額になったものです。通所介護自己負担金収入は50万1,000円の減額です。通所介護費収入の減収に伴い減額となりました。以上を合計しますと、307万7,000円の減額を補正しまして、6,947万3,000円としております。

次に、2 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目生きがい支援事業負担金を29万6,000円増額を補正しまして、207万2,000円としております。生きがいデイサービス利用者の増加による増収です。

次に、3 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目給食サービス使用料を7万4,000円補正しまして、91万1,000円としております。利用者の増による増額です。同じく使用料の2 目生きがい支援使用料を2万8,000円増額しまして、25万円としております。生きがいデイサービス利用者の増加による増収です。

6 ページをお願いします。

9 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金を153万2,000円増額補正しまして、1,330万6,000円としております。これは、歳出の退職手当特別負担金の財源とするもので、歳出に対して歳入が不足する額として、一般会計から繰入れをお願いするものでございます。以上が歳入の補正です。歳出について説明します。

7 ページをお願いします。

1 款総務費の1 項施設管理費、1 目一般管理費1,040万2,000円減額補正しまして、4 億5,255万8,000円としております。内訳は報酬の2万2,000円の減、給料の157万7,000円の減、職員手当の100万5,000円の減、共済費の626万5,000円の減、賃金の224万2,000円減、旅費の75万9,000円の減、需用費の301万6,000円の減でありまして、増額の要因として中途退職者2名、事務員1名、介護士1名による退職手当特別負担金の増額とデイから臨時職員1名と施設のほうへの介護士の異動によりまして、賃金が増額となりました。減額の要因といたしましては、中途退職で給料、期末手当、退職手当組合負担金の減額、需用費の賄い材料費が入院実日数の減による減額です。

次に、2 款サービス事業費、1 項居宅サービス事業費、1 目居宅サービス事業費を343万円減額しまして、3,864万3,000円としております。内訳は、職員手当の3万9,000円の減額、共済費の92万4,000円の減額、賃金の95万6,000円の減額、旅費の12万1,000円の減額、備品購入費の139万3,000円の減額でございまして、臨時職員と正職員の内部異動で共済費、賃金、旅費が減額となっています。また、補正第2号でデイサービスで使用する温冷配膳車の補正をいただきましたが、331万3,000円補正していただいたところですが、購入価格の差額の139万3,000円の減額です。次に、

3 款支援事業費、1 項生きがい支援事業費、1 目生きがい支援事業費を25万7,000円減額しまして、336万3,000円としております。予算額に対して支出見込額が減額になったための減額補正でございします。

以上、議案第31号、平成26年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第4号）について提案理由の説明を終わります。

○議長（杉本和彰君） これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

2 番 森 潤一郎君

○2 番（森 潤一郎君） 先ほど説明の中に、職員さんの中途退職あたりが何名か出たという説明があったと思うんですけど、職員数の中途退職が何名か出たというふうにマイナスに人件費あたりが出てますので、あっとっと思いますけど、その辞められた理由はそれはやっぱしょうがないなというようなことなのか、あるいはいわゆる仕事がきつくていわゆる報酬と仕事の兼ね合いの問題で、そういう不満がたまって辞められたとか、そういうことなのかとか、そのへんお聞きできればちょっと御説明をお願いしたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

特養施設長 石原忠邦君

○特養施設長（石原忠邦君） お二人中途退職されましたが、1 名の方は体調不良による退職で、11月いっぱいをもって退職されました。それは、事務員です。それと、もう1人介護士の方は、社会福祉士の免許というか資格を取りたいということもあって、過去から社会福祉士の仕事をしたいということも念願もあって、1 月末をもって退職されました。以上です。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、起立によって行います。

議案第31号、平成26年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第4号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

日程第34 議案第32号 平成26年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（杉本和彰君） 日程第34、議案第32号「平成26年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第3号）」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

建設課長 池田宝生君

○建設課長（池田宝生君） 議案第32号、平成26年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。表紙裏面をご覧くださいと思います。平成26年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第3号）。平成26年度和水町の簡易水道事業会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ290万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,246万2,000円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。平成27年3月11日提出。和水町長福原秀治。

それでは、補正の詳細について御説明いたします。7ページをお願いいたします。7ページは歳出でございますが、1目、15節の工事請負費で200万を減額しております。これは、今年度実施しました大藤地区5号井戸取水施設整備工事において、入札の結果不用見込額が発生しましたので、その額を減額いたしております。次に16節、原材料費を90万を減額しております。これも同じく原材料として取水弁等の水道機器等を購入予定でございましたけれども、不用見込額として減額が生じたものでございます。6ページをお願いします。1目、1節の簡易水道等施設整備費補助金で、153万円を減額しております。これは、大藤地区5号井戸の取水施設整備工事において、工事費に対して3分の1の補助である国庫補助金が、工事費の減によりまして、補助金も減となったものでございます。

次に8款、1目総務債におきまして、事業費の減により300万の減額としております。なお、繰越金につきましては、歳入歳出調整のため163万円を増額しております。

以上、議案第32号、平成26年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第3号）の提案理由の説明を終わります。

○議長（杉本和彰君） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、起立によって行います。

議案第32号、平成26年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

日程第35 議案第33号 平成26年度和水町下水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（杉本和彰君） 日程第35、議案第33号「平成26年度和水町下水道事業会計補正予算（第2号）」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

建設課長 池田宝生君

○建設課長（池田宝生君） 議案第33号、平成26年度和水町下水道事業会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。表紙裏面をお願いいたします。

平成26年度和水町下水道事業会計補正予算（第2号）。平成26年度和水町の下水道事業会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ310万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,260万5,000円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。平成27年3月11日提出。和水町長福原秀治。

それでは、詳細につきまして、主なものを説明いたします。6ページをお願いいたします。6ページは歳出ですけれども、1款1目の一般管理費ですが230万円の減額です。これは、職員の異動による人件費等の減額となっております。

次に、2款1目の下水道施設運営費ですが、80万円を減額しております。これは、11節需用費、13節委託費、15節工事請負費において、当初見込んでいた予算に対しそれぞれ不用見込額として、減額が生じたものでございます。次に、5ページをお願いいたします。1款1目受益者負担金において、120万円を増額しております。これは、下水道接続に伴う負担金として受益者から徴収するものですが、今年度6件を見込んでおりましたけれども、最終的には本年14件の新たな接続数となりましたので、1件当たりの分担金15万円として加入増加分、8件分120万円の増額補正をお願いしているものでございます。それから、歳入歳出調整のために繰入金で430万減額しております。

以上、議案第33号、平成26年度和水町下水道事業会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を終わります。

○議長（杉本和彰君） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、起立によって行います。

議案第33号、平成26年度和水町下水道事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

日程第36 議案第34号 平成26年度和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第1号）

○議長（杉本和彰君） 日程第36、議案第34号「平成26年度和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第1号）」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

建設課長 池田宝生君

○建設課長（池田宝生君） 議案第34号、平成26年度特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。表紙裏面をお願いいたします。

平成26年度和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第1号）。平成26年度和水町の特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,435万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,716万1,000円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。平成27年3月11日提出。和水町長福原秀治。

それでは、補正の詳細につきまして、主なものを説明いたします。7ページをお願いいたします。7ページ、1款、1目の一般管理費で、2,435万円の減額です。これは、主に15節の工事請負費で2,250万円の減額となっております。工事につきましては、当初30基の設置を想定しております。4,731万6,000円を予算化しておりましたが、実際の設置基数は、今年度16基に留まっております。そのために、不用見込額として2,250万の減額をいたしております。次に歳入ですが、6ページをご覧ください。始めに1款1目の生活排水処理事業費分担金において、193万円を減額しております。それと、3款の1目の生活排水処理事業国庫補助金において620万5,000円を減額しております。次に8款1目の衛生債において、1,540万円を減額しております。このそれぞれの減額につきましては、いずれも本年度合併処理浄化槽設置基数が30基の想定が16基に留まったことにより減額となっております。なお、一般会計繰入金及び繰越金につきまして、それぞれ歳入歳出調整のため増減を行ったものでございます。以上、議案第34号、平成26年度和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を終わります。

○議長（杉本和彰君） これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、起立によって行います。

議案第34号、平成26年度和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

日程第37 議案第35号 平成26年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第2号）

○議長（杉本和彰君） 日程第37、議案第35号「平成26年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第2号）」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

税務住民課長 石原民也君

○税務住民課長（石原民也君） 議案第35号、平成26年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第2号）につきまして、説明いたします。表紙裏面をご覧ください。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ360万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,321万8,000円とするものでございます。

まず、5ページの歳入の方から説明いたします。1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料、1目特別徴収保険料、512万1,000円を減額、同款、同項、2目普通徴収保険料の現年度分120万1,000円と過年度分21万8,000円、滞納繰越分9万2,000円の計151万1,000円を追加しております。これは、当初予算編成時に広域連合から見込額を計上してきますが、決算見込みによりそれぞれ減額追加をしております。なお、2月末の被保険者は2,567人、特別徴収で2,095人、普通徴収は472人となっております。

次に、6款諸収入、1項延滞金及び過料、1目延滞金7,000円を追加計上しております。これは、滞納繰越分の完納と現年度納付見込みにより発生する延滞金でございます。次に、6ページの歳出について説明いたします。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、19節負担金、補助及び交付金の被保険者保険料負担金360万3,000円を減額しております。これは、当初予算編成時に広域連合からの見込額を計上しておりましたが、決算見込みより減額となっております。なお、被保険者保険料負担金は、被保険者が和水町に納付された保険料と延滞金について全額、熊本県後期高齢者広域連合へ払込みをするようになっております。したがって、納入の保険料360万3,000円と歳出の広域連合納付金360万3,000円を同額減額するものでございます。

以上で、簡単ですが、議案第35号、平成26年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第2号）の提案理由の説明を終わります。以上です。

○議長（杉本和彰君） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、起立によって行います。

議案第35号、平成26年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第2号）は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。

したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

日程第38 議案第36号 平成26年度国民健康保険和水町立病院事業会計補正予算（第3号）

○議長（杉本和彰君） 日程第38、議案第36号、「平成26年度国民健康保険和水町立病院事業会計補正予算（第3号）」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

病院事務部長 豊後正弘君

○病院事務部長（豊後正弘君） 議案第36号、平成26年度国民健康保険和水町立病院事業会計補正予算（第3号）について提案理由の説明を申し上げます。

まず、1ページをお願いいたします。収益的収入及び支出とも2,534万3,000円を減額し、計の9億7,178万円とするものでございます。まず、はじめに収入から申し上げます。1款の病院事業収益、1項の医業収益の2,435万8,000円減額、2項の医業外収益で25万7,000円の増額、3項の健康管理センター収益で124万2,000円を減額としております。

次に、支出でございますが、1款の病院事業費用、1項の医業費用で1,154万6,000円の減額、2項の医業外費用で1,217万9,000円を減額、3項の健康管理センター費用で46万3,000円の減額、5項の訪問看護事業費用で115万5,000円の減額としております。

次に、第3条、資本的収入及び支出の補正でございますが、当初予算の第4条で収入額が支出額に対して不足する額6,330万7,000円を、収入額が支出額に対して不足する額5,099万8,000円に改めまして、収入を327万6,000円を増額し、計の7,686万7,000円としております。その内訳は、1項の出資金で1,145万8,000円の増額、2項の企業債で650万円の減額、3項の国庫補助金で168万2,000円減額しております。次に資本的支出ですが、1項の建設改良費を903万3,000円を減額し、計の1億2,786万5,000円としております。次に、2ページをお願いいたします。第4条は起債の限度額を改めるものでございますが、医療機器等の整備、それから、施設の整備をしておりますので、起債の限度額を2,360万円を1,710万円と改めるものでございます。次に第5条は、職員給与費を1,890万円減額し、計の6億2,675万1,000円としたものでございます。内容につきましては、13ページから最後のページ、19ページまで詳細に計上しておりますので、まず13ページの方から説明いたします。13ページと14ページは収益的収入の予算基礎算出資料でございます。主なものを申し上げます。

1款の病院事業収益、1項の医業収益、1目の入院収益、3節の後期高齢者診療報酬収益で、1,185万1,000円の減額、これは4月から12月までの平均実績、1月から3月までの昨年度の実績で算出しております。次に、4目の一般会計負担金、1節の一般会計負担金、1,255万5,000円の減額、これは、病院事業にかかる地方交付税措置額を公営企業の繰出し基準に基づきまして、医業収益を配分する額が確定しましたので減額としております。

次に、14ページをお願いいたします。3項の健康管理センター収益、2目、他会計補助金、124万2,000円の減額、これは、国庫保険事業補助金で補助金の金額の確定によりまして、減額をして

おります。次に、15ページをお願いいたします。15ページからは収益的支出の予算基礎算出資料でございます。1 款の病院事業費用、1 項の医業費用、1 目の給与費ですが、これは人事異動等によりまして、不用額が生じたため1,727万7,000円の減額計上しております。次に、3 目の経費、711万円の増額です。主なものは、16ページの13節の委託料、455万2,000円の増額、これは、診療報酬請求業務オーダーリングサーバーの更新等、新たに契約をしておりますので、増額計上しております。2 項の医業外費用、3 目の雑損失、2 節のその他の損失、1,220万円減額、予算上には、借受消費税及び地方消費税相当額を含んだ計算をしておりましたが、平成26年度の制度改正で全額を減額しております。3 項の健康管理センター費用、それから17ページの5 項の訪問看護事業費用、これらは、職員の給与等の不用額が生じたためそれをそれぞれ減額しております。続きまして、18ページをお願いいたします。1 款、資本的収入、1 項、出資金、1 目の一般会計出資金は、資本的収入に配分する額が確定しましたので、1,145万8,000円を増額計上しております。次に2 項の企業債、650万円減額しております。その内訳は、医療機器等の整備にこれは電動ベッド3 台、血液、脈拍測定装置等を購入しております、起債が1,120万円、それから、施設の整備費に病棟のトイレ改修、地域医療センターの給水管切り替え工事、それから、健康管理センター前の駐車場舗装工事をしておりまして、その起債が590万円、起債の合計が1,710万円でございます。次に、3 項の国庫補助金、168万2,000円の減額でございます。これは、国庫調整交付金が確定しましたので、減額しております。続きまして、19ページをお願いいたします。1 款の資本的支出、1 項の建設改良費、1 目の資産購入費、3 節の医療器械購入費の130万2,000円増額計上しております。これは、医事会計システム端末機の追加、それから介護報酬改定に伴います、介護報酬請求システムの改修でございます。次に2 目の施設費、1 節の工事請負費、1,033万5,000円を減額しています。これは、26年度に予定しておりましたが、非常用発電機据付工事1,300万円ほど、当初予算で計上しておりましたが、これは特殊な工事でありまして、この工事に係る設計監理業務を委託しましたところ、本工事が3,400万円ほどかかるということでございましたので、平成27年度で本工事を施行しまして、今回は減額計上しております。

以上で、議案第36号、和水町立病院事業会計補正予算の提案理由の説明を終わります。

○議長（杉本和彰君） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

10番 池田龍之介君

○10番（池田龍之介君） 16ページですね、減価償却費の減額がしてますけれども、これは、理由ていうか、説明をお願いします。

○議長（杉本和彰君）

病院事務部長 豊後正弘君

○病院事務部長（豊後正弘君） これにつきましては、毎年度残存価格1円まで定額法によりまして減価償却を行っております。今年度、償却する機械、備品、減価償却費を9月議会で増額補正を行ったところでございますけれども、その後、変更がありまして不用額が生じたため今回137万9,000円減額しております。以上です。

○議長（杉本和彰君）

10番 池田龍之介君

○10番（池田龍之介君） 不用額というのは、購入する予定を購入しなかったという意味。

○議長（杉本和彰君）

病院事務部長 豊後正弘君

○病院事務部長（豊後正弘君） 9月の方で増額の補正を行ったところでございますけれども、その後、減価償却額の方を調査いたしましたところ、当初予算よりも減価償却額が2,500万5,015円ということで、その不用額と申しますか、そのへんが生じたためこの議会で減額をしております。

○議長（杉本和彰君）

10番 池田龍之介君

○10番（池田龍之介君） 事務長、自分はどうも事務長の説明では納得しませんけれども、納得でけんとですよ。この減価償却というのは、資産を毎年何%かのやつで減価償却していくわけでしょう。そして、9月増額で購入しようとしたが不用であったと。もうちょっと私にわかりやすく説明していただけますか。もうこれ3回目ですので。

○議長（杉本和彰君）

病院事務部長 豊後正弘君

○病院事務部長（豊後正弘君） 平成26年度にオーダーリングのシステムを購入しまして、それから、減価償却の方のですね額を調べましたところ、減価償却の方に誤りがありましたので、今年度、今年度と申しますか3月議会の方で、減額をしております。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、起立によって行います。

議案第36号、平成26年度国民健康保険和水町立病院事業会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。

したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

日程第39 議案第37号 指定管理者の指定について

○議長（杉本和彰君） 日程第39、議案第37号「指定管理者の指定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 高木洋一郎君

○総務課長（高木洋一郎君） 議案第37号、指定管理者の指定について提案理由の説明を申し上げます。指定管理者の指定について、和水町福祉センターの指定管理者を次のとおり指定する。平成27年3月11日提出。和水町長福原秀治。

和水町福祉センターの設置及び管理に関する条例第13条第1項に基づきまして指定管理者を指定するため地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を得る必要があるため提案するものであります。管理を行わせる公の施設の名称は、和水町福祉センター。指定管理者となる団体は、住所が熊本県玉名郡和水町藤田352番地、団体名、社会福祉法人和水町社会福祉協議会、代表者は会長福原秀治でございます。指定の期間は、平成27年4月1日から平成30年3月31日までであります。選定にあたりましては、和水町公の施設の指定管理者の指定の手続きに関する条例第6条第1項第5号の規定により、選定したものであります。同条例第6条第1項第5号は、公の施設の性格、規模、機能等を考慮し設置目的を効果的、かつ効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより、事業効果が期待できる時は、本町が出資している法人または公共的団体、もしくは公共団体を指定管理候補者として選定することができることと規定しておりますことから、公募によらずに選定をいたしました。和水町社会福祉協議会の申請を受け、平成27年2月16日に和水町指定管理候補者選定審議会を開催いたしまして、指定管理候補者として選定をいたしました。今後和水町福祉センターを適正な管理運営のもと、地域福祉の拠点となる施設の充実を図って行く上で、指定管理者として適当であると判断されたものでございます。以上、提案理由の説明を終わり、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（杉本和彰君） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

8番 高巢泰廣君

○8番（高巢泰廣君） 1点お伺いいたします。指定管理者となる団体、玉名郡、この住所が和水町藤田352番地となつとります。しかし、現在の社会福祉法人和水町社会福祉協議会の事務所は、これは、あばかん家の方に移っておりますから、当然ここは変更登記をやるべきじゃないかと思いますが、これでよろしいのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（杉本和彰君）

健康福祉課長 堤 一徳君

○健康福祉課長（堤 一徳君） 今の御質問にお答えいたします。社会福祉協議会の定款の変更ということでございますけれども、定款変更する場合においては、今の福祉センターの事務所の部分について、住所変更する場合において、町との契約を結んでおかなければいけないというふうな部分がありまして、あそこはまだ町の方からと社会福祉協議会との契約をしておりますので、今回の指定管理において、契約をするという部分でいっしょに住所変更等も定款の変更もするというふうな形になっておりますので、よろしくお願いします。

○議長（杉本和彰君）

8番 高巢泰廣君

○8番（高巢泰廣君） 説明を聞きましたから、わかりましたが、しかしこれは、非常に根本的な問題でございますので、これは早急に住所変更はやらないかと、定款変更をやっとかにやい

かんと、でないこの社会福祉法人としての地位が私は損なわれるんじゃないかと思います。一番大事なことだと思います。だから、早急にやるべきかと思います。

○議長（杉本和彰君）

健康福祉課長 堤 一徳君

○健康福祉課長（堤 一徳君） 指定管理を今回、議決をいただければ早急にとということで今準備をしているところでございます。よろしくお願いします。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

10番 池田龍之介君

○10番（池田龍之介君） ちょっとお尋ねします。前原、この藤田にある施設、以前、社会福祉協議会が使用されていた事務室。それと、シルバー人材センターが入っておられた事務室は、町の所有物だろうと私は思います。しかし、大広間ていうか、あちらは和水町の社会福祉協議会の持ちものでしょ。そこをちょっと確認します。

○議長（杉本和彰君） しばらく、休憩します。

休憩 午後4時17分

再開 午後4時30分

○議長（杉本和彰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。

健康福祉課長 堤 一徳君

○健康福祉課長（堤 一徳君） 先ほど、池田議員が質問されました、老人福祉センターの一部が社会福祉協議会の一部じゃないのかというような質問だったと思いますけれども、今私たちの手元で持っている資料で調べますと、そこまで把握がちょっとできませんので、改めてまた調べて説明したいと思います。よろしくお願いします。

○議長（杉本和彰君）

10番 池田龍之介君

○10番（池田龍之介君） 私がなぜこのような質疑をしたかと言いますと、もし仮に藤田の方の建物が社会福祉協議会の持ち物であるならば、あばかん家の方に事務所が移りましたけれども、本店、支社という関係が成り立ちやしないかなあと思ったわけですね。だから、どのような手続きをした方がいいかということを、執行部側の方にも検討していただきたいという思いから質問いたしましたので、先ほど健康福祉課長が、答弁されたように今後またちょっと調べて対処していただきたいと思います。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(杉本和彰君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、起立によって行います。議案第37号、指定管理者の指定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉本和彰君) 起立多数です。

したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

日程第40 議案第38号 指定管理者の指定について

○議長(杉本和彰君) 日程第40、議案第38号「指定管理者の指定について」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

総務課長 高木洋一郎君

○総務課長(高木洋一郎君) 議案第38号、指定管理者の指定について提案理由の説明を申し上げます。指定管理者の指定について、菊水カヌー館の指定管理者を次のように指定する。平成27年3月11日提出。和水町長福原秀治。

菊水カヌー館の設置及び管理に関する条例第13条第1項に基づきまして指定管理者を指定するため地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を得る必要があるため、本議案を提出するものでございます。管理を行わせる公の施設の名称は、菊水カヌー館、指定管理者となる団体は、住所が熊本県玉名郡和水町江田455、団体名称が、株式会社菊水ロマン館、代表者、代表取締役社長、坂本幸介。指定の期間は、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間で、この指定管理につきましては、選定に関しては、和水町公の施設の指定管理の指定の手続きに関する条例第6条第1項第5号の規定により、選定したものです。条例第6条第1項第5号は、公の施設の性格、規模、機能等を考慮し設置目的を効果的、かつ効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより、事業効果が期待できる時は、本町が出資する法人または公共団体、もしくは公共的団体を指定管理候補者として選定することができると規定していることから、公募によらずに平成26年11月21日株式会社菊水ロマン館の申請を受け、平成27年1月9日に和水町指定管理候補者選定審議会を開催し、指定管理候補者として選定をいたしました。今後も適正な管理運営を行い、地域振興の核となる施設の充実を図っていきます上で、指定管理者として適当であると判断をされたところです。以上、提案理由の説明を終わります。御承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長(杉本和彰君) これから、質疑を行います。質疑はありますか。

11番 杉村幸敏君

○11番(杉村幸敏君) この指定管理者の件については、一応賛成でございしますが、このロマン館というのは、もう福永町長さんが町長をしておられる時に、一番目に手を挙げてできた施設でございします。大変今、ロマン館各物産館においては、農村のためになっております。直売所的存在でございします。まだまだ、うちの物産館は、頑張ってくださいておりますが、まだまだ、山鹿

の夢大地、七城のメロンドーム、そこらへんと見てみますと、今一番成功しているのは、山鹿の夢大地だと思います。私も山鹿の方に行った時には寄りますが、大変品数がそろってきます。最近、また福岡の糸島郡に農業委員会で行きましたが、ここは、夢大地の倍ぐらいの施設でございました。恐らく九州でも有数の物産館だろうという思いがします。この施設は、都市と農村の交流ということで、元の原点はガットウルグアイラウンドの予算がついてできた施設でございますので、私たちの町においても農家の人は大変収益が相当上がってきます。温泉よりもあそこの物産館だと思います。そういう意味におきましても、一般質問でよく出ますが、そこには生産者組織との連携が一番必要でございますので、課長はそういう組織をしっかり指導していくというような答弁があつていただきますので、今まで以上にひとつ、よければ黒字が出るようにひとつ頑張っていたきたいと、そのように思います。町長見解を。

○議長（杉本和彰君） あくまで指定管理者の指定についての質疑でございますので、ロマン館ではなくて、カヌー館の指定管理でございますので、関連質問と私は判断します。却下します。しばらく、休憩します。

休憩 午後 4 時39分

再開 午後 4 時39分

○議長（杉本和彰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、起立によって行います。

議案第38号、指定管理者の指定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。

したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

日程第41 陳情等の常任委員会付託について

○議長（杉本和彰君） 日程第41「陳情等の常任委員会付託について」は、本日までに受理した陳情等は、お手元に配りました「陳情等文書受付一覧表」のとおり 1 件を所定の常任委員会に付託しましたので報告します。

日程第42 一般質問

○議長（杉本和彰君） 日程第42、一般質問を行います。本日は、1人の議員に通告、受付順によって発言を許します。なお、質問、答弁については一問一答方式とし、質問及び答弁は項目ごとに行い、第一答弁については登壇して行うことといたします。質問者は、最初の1項目すべてを登壇して行い、再質問は細分された事項について、一問一答で行います。第2項目からの質問は質問席から行います。時間は、執行部答弁を含め60分以内とします。

松村議員の発言を許します。

6 番 松村慶次君

○6 番（松村慶次君） ちょっと、休憩をお願いします。

○議長（杉本和彰君） 休憩します。

休憩 午後4時42分

再開 午後4時43分

○議長（杉本和彰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の会議時間は、議事の都合によって会議時間を延長します。

松村議員の発言を許します。

6 番 松村慶次君

○6 番（松村慶次君） 時間も押してますが、最後までよろしくお願いいたします。それでは、先ほど午後2時46分に皆様で黙とうをいたしました、4年前の本当にあの3月11日の午後2時46分、私たちは100年に一度あろうかという大震災に見舞われた東日本大震災において、亡くなられた方、1万5,891人いまだ行方不明の方、2,584人と聞いております。本当に改めて亡くなられた方に御冥福を申し上げます。また、被災された皆様にお見舞いと一日も早い復興を期待申し上げます。

それでは、通告に従いまして一般質問をいたします。

政府は、地方総合戦略で人口減少を克服するため2015年度から5年間で取り組む具体策を定め、その中でやる気ある自治体に自由度の高い新たな支援策を講じていくと政府は明言しています。また、石破創生担当はすべての自治体に作成を求め、地方版総合戦略の中身によって新しい交付金を傾斜配分し、自治体競争を促す考えと明言されているところであります。また、それぞれの自治体のアイデアや知恵、熱意が試されることになると発言されています。これは、今までの継続的な事業ではなく、新規事業に対する計画であり、和水町は希望あふれ人と地域が輝くまち、ひと・しごとづくり本部が平成27年今年の1月7日から施行されていると思います。組織は町長を本部長として各課で構成してあり、まさに全職員一丸となった戦略が求められると思います。代弁して関係課長さんには、地方創生に対するビジョンをしていただければと思います。議長の許しが出れば、後ほど各課長さんにはよろしくお願いいたします。それでは、一般質問に入ります。

「まち・ひと・しごと」地方創生事業について、1 番目、少子高齢化に対応する和水町における人口減少対策は、どのように取り組まれる計画であるか。2 項目目、人口減少による消費経済力の低下について、対策をどう考えているか。3 番目、若者の人材育成及び雇用対策についての考えはあるのか。4 番目、道の駅周辺を活用した地域拠点構想についての考えはあるのか。5 番目、地域連携による経済生活圏の形成を考えてはどうか。6 番目、放課後子ども教室に対しての計画は考えておられるのか。伺います。次回からは、質問席から質問いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（杉本和彰君） 執行部の答弁を求めます。

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 松村議員の御質問にお答えをさせていただきます。まず、質問事項大きな1 番の「まち・ひと・しごと」の地方創生事業でございます。（1）番の少子高齢化に対応する人口減少対策はどのように取り組むかというお尋ねでございます。和水町の人口の状況は、平成22年の国勢調査の人口で1 万1,247名、10年前の平成12年が1 万2,390名と1,143名の減少となっております。平成27年2 月末の人口は1 万850人となっております。国立社会保障人口問題研究所の将来推計人口によりますと、和水町の2020年の人口は1 万人を割り込み、9,217名、2030年には8,570名、2040年には7,382名との推測がなされております。また、2040年の和水町の平均年齢の試算も2010年の52.4才から4.9才も上昇しまして、57.3才と見込まれております。総人口に占める65歳以上の割合も2000年が31%、2010年が36%と3 割を超えており、2040年には45.2%と約2 人に1 人が高齢者になると見込まれています。このような中、国では昨年11月に「まち・ひと・しごと」創生法が成立し、2060年に1 億人程度の人口を確保維持する、長期ビジョンと2015年から2019年5 カ年間の政策目標、施策を盛り込んだ総合戦略が策定されております。総合戦略の基本目標は、四つございます。一つが地方移住希望者への支援等新しい地方への新しい人の流れをつくる。2 番目に地域産業基盤の強化と地方における安定した雇用を創出する。3 番目、結婚、妊娠、出産、子育て等の切れ目のない支援と若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえる。4 番目に中山間地域での小さな拠点における生活サービス支援等、時代にあった地域をつくり安全な暮らしを守るとともに地域と地域を連携するというビジョンでございます。この項目に沿いまして、それぞれの地域が地域の実情に応じた施策を総合的に推進しなさいということになっております。平成27年度に策定予定の地方版総合戦略では、和水町の人口将来推計を踏まえ、この4 つの基本目標に沿った施策を展開していきたい、そういうふうを考えしっかり検討をして参りたいというふうに考えております。

それから、2 番目の人口減少による消費経済力の低下について対策をどう考えているのかと、人口減少による消費経済力の低下対策についてでございますが、和水町の人口減少や将来推計については、1 番目に説明を行いましたので、人口減少による消費経済力の低下対策について、答弁をさせていただきます。まず、消費経済力の低下を考える際に、和水町の産業構成を把握しておく必要があると考え、簡単に説明をさせていただきます。和水町の産業構成は、2010年の国勢調査によりますと農林水産業の一次産業が22%、これは全国が4.2%です。建設業と鉱工業からな

ります二次産業が26.4%、全国では25.2%、卸売小売業等の三次産業が51.6%、全国は70.6%となっております。農業林業に従事されている割合も高く、和水町の基幹産業である農業振興策を図っていくことが、町の経済力低下を抑制していくということになると考えます。人口が減少すれば全体として町の消費、経済力は低下し地域の商店と事業者は採算が取れず、廃業撤退していくことが予想されます。買い物難民を更に増加させる要因にもなります。人口減少による消費経済力低下の対策は、まず人口の減少に何とか歯止めをかけることが肝要であり、そのための取り組みとして農業従事者の所得向上や企業誘致等の施策を推進していく必要があると考えます。早口で申し訳ありません。3番目に若者の人材育成及び雇用対策についての考えはあるのかと、若者の人材育成及び雇用対策についてであります。地方創生の一つに地方への新しい人の流れをつくる、施策の一つとして地方大学等創生5カ年戦略があげられており、地の拠点としての地方大学強化プラン、地元学生定着促進プラン、地域人材育成プラン、以上3つのプランを推進していくこととされております。また、地方における安定した雇用を創出する取り組みとして、若者の人材等の勧誘及び育成定着支援、及び地域の大学等におけるサービス経営人材の育成等の取り組みの推進が上げられております。そのため、町としましては、県内の大学等と交流連携を通じ人材の育成を図っていきたいと考えております。和水町は、県立大学と包括協定を締結しており、森林竹林の管理体験学習や環境学習と里山再生活動をふれあいの森一体で、取り組みを推進しているところでございます。さらに、県立大学は文科省の地（知）、知恵の知と土地の地ですね、拠点整備事業に本年度採択され、包括協定自治体との共同研究や地域課題の抽出、新たな連携事業の企画検討が行われているところでございます。今現在、今朝ほども申し上げましたけれども、こういう人材育成とともに地域の活性化に資するような事業者の誘致を図ってまいりたいと、そういうふうにご考えておるところでございます。

それから、4番目、道の駅周辺を活用した地域拠点構想についての考えはあるのかと、道の駅周辺を活用した地域拠点構想についてでございますけれども、本年1月30日に九州地方整備局内における重点、道の駅が選定され、小国の小国他2駅が重点道の駅に採択されました。和水町の道の駅きくすい他3駅が重点道の駅の候補となりました。今朝ほど申し上げましたように、これを受けまして多世代交流多機能型ワンストップ拠点事業で道の駅きくすいを小さな拠点の一つとして位置づけ、道の駅きくすいの拠点機能の強化や周辺の船山古墳、肥後民家村、菊水ロマン館、カヌー館等を含めた活性化を検討していくための取り組みを、26年度の地方創生の先行型の事業として国に申請をし、認められているところでございます。提案の内容等々については、時間の都合上、割愛させていただきますけれども、とにかく国内外からの観光客を誘致するために、平成26年度の地方創生の先行型事業で町の史跡や文化財等をバーチャル映像で紹介し、4カ国語で案内する事業も実施し、タブレットと情報端末機で案内を見ることが、可能なシステムを活用した取り組みを予定しております。また、申し上げましたように、近接してホテルが進出してくることになりました。こういったものの相乗効果を考えながら進めてまいりたい、そういうふうにご考えるところでございます。地域連携による経済生活圏の形成を考えてはどうかと、いうことでございますが、エキスを申し上げます

玉名市は、合併10年目となり本年10月2日までに中心市宣言を行わなければ、定住自立圏を形成することができなくなり、現在、玉名市と南関町、玉東町、長洲町、和水町の1市4町で検討を行っている状況でございます。なかなか取り組みが進んでいないのが現状でございますけれども、遅くとも6月頃までには、中心市宣言を行いたい意向のようでございます。他市のことを言うのは、憚られますけれども、お許しください。どのような分野でどのような事業で連携して取り組みを進めたいのかが不透明な部分もありますので、町としては玉名市との定住自立圏構想に参加するメリットと総合的に検討しながら、判断してまいりたいとそういうふうにと考えているところでございます。議員おっしゃるように、今町が単独でやろうとしましてもなかなか何をやるにも難しい。したがって、近隣の市町と連携をしながらやっていくというのは、非常に大事なことだというふうにと考えております。それから、放課後子ども教室に対しての計画は、考えているかということでございます。放課後子ども教室に対しての計画でございますが、「まち・ひと・しごと」地方創生事業の面から説明を申し上げますと、地方創生事業の基本目標の一つの若い世代の結婚、出産、子育ての希望を叶える。ということの子ども子育て支援の充実の分野に該当すると考えられます。そのために、3世帯同居や近居の支援に変わる取り組みについて支援することとなり、子育ての環境を向上させるために、和水町において何が不足し、どういった施設を今後展開していく必要があるか、関係課と検討を行いたいというふうにと考えております。地方創生における放課後子ども教室の取り組み、それからもう一つ認定こども園で学童保育というのがございますけれども、担当課より御説明を申し上げたいというふうに思います。早口で飛ばし飛ばしでございましたけれども、お許しをいただきたいと思います。

あとは、自席または担当課長からお答えを申し上げます。ありがとうございました。

○議長（杉本和彰君）

教育長 小出正泰君

○教育長（小出正泰君） 松村議員の方から6番目に御質問ございました、放課後子ども教室に対しての計画は考えてられるかという内容でしたいと思っております。放課後子ども教室は、ご存知のように平成19年度から始まった放課後子どもプランとして、厚生労働省の放課後児童健全育成事業とともに、文部科学省の放課後子ども教室推進事業として始まったものでございます。放課後等に学校の余裕教室等を活用しながら、子どもたちの安全、安心な活動拠点、居場所を設けて地域の方々の参画を得ながら学習や体験、交流活動の機会を提供し豊かな人間性を関与するとともに、子どもたちが安心して暮らせる環境づくりを推進するという主旨の事業でございます。和水町では、早速当初の平成19年度から各小学校の連携協力により、また、各小学校ごとに総合的な調整役のコーディネーターや活動、指導者も学習アドバイザー、安全管理員として地域の方々に御協力いただきながら、町内全部の7つの小学校で実施しているところでございます。失礼しました。現在は5校ということ19年度は7校ということでございます。三加和地域の区域の学校統合により、三加和小学校となりましたが、引き続いて今年度も合わせて5つの小学校で現在も実施していると、今後もこの放課後子ども教室につきましては、充実をしながら推進してまいりたいと思っているところでございます。以上でございます。

○議長（杉本和彰君）

企画課長 今村裕司君

○企画課長（今村裕司君） 松村議員さんの質問等について、町長から今1番から5番まで御回答があつてんですけど、補足的に私の方から、若干御説明申し上げます。まず、最初の少子高齢化に対する人口減少対策についてですけど、これも先ほど町長の方からありましたように、国の4つの基本目標に沿って、施策を実施していきたいと考えており、現在各機関課と知恵を出しながら、地方版総合戦略を作成し、事業を推進していくつもりでございます。

人口減少については、どこの町も一番問題になっている部分だと思いますので、具体的に対策を総合戦略の中に盛り込んでいきたいと考えております。次の2番目の人口減少の消費経済力の低下という質問のところなんですけど、これについては、現在、今度の補正の方をお願いしてるプレミアム付商品券の発行でも経済力の低下を抑制されるんじゃないだろうかということで、今後町の商工会と、経済課と連携しながら、進めていきたいと考えております。3つ目の若者人材育成雇用対策についてでございますけれども、先ほどありましたように、現在企業誘致とかの面で、人材育成及び雇用対策を考えていければなという形で思っております。今、進出していらっしゃる株式会社果実堂さんとも、もっと連携を深く持ちながら雇用対策に図って、繋げていきたいと考えております。私の方から以上でございます。

○議長（杉本和彰君）

6番 松村慶次君

○6番（松村慶次君） 答弁をいただいたんですけども、具体的な今企画課長からいただいたんですけど、具体的にはこうするとかなんかはちょっと私には伝わらなかったんですけど、本当によかったら具体的にここはこうしたいというような、もし本当の気持ちがあれば企画課長よろしくをお願いします。

○議長（杉本和彰君）

企画課長 今村裕司君

○企画課長（今村裕司君） お答えします。今のところ具体的にこういうのという案はまだ持ち合わせておりません。今後総合戦略を作りながら、各課と連携しながらいろんな意見等をお聞きしながら、そのへんをまとめていきたいと考えております。以上です。

○議長（杉本和彰君）

6番 松村慶次君

○6番（松村慶次君） すみません、質問要綱が多くて、飛ぶかもわかりませんが、よろしくお願いいたします。この要するに「まち・ひと・しごと」地方創生事業というのは、これは何でこういうのが出たかというのは、元、前総務省の増田寛也さんですか、私もはっきりわからないんですけど、その方がこのままでは各市町村は、要するに自治体が消滅しかねないという自治体を896自治体が、消滅しかねないということで、発表されてからこういうこの地方創生がこの考え方ができたと思うんですよ。それで、本当に和水町を考えるならば、各課長さんたちが一番だと思うんです。議員じゃない、課長さんたちが一番、本当のことを知ってるプロですので、それ

と、課長さんが各課に戻られて職員さんといろんな意見を交わしながら、町のことでもいつもいろんなことばを交わしていただいて、そこでこのような地方創生、これが一番今の一番の国から出ているこの、戦略じゃないかと思います。本当に課長さん方よろしく願いいたします。それで、あとはいろんなことでまた私も聞きたかったんですけど、時間ありません。もし、次から各課長さんに本当に地方創生とそれに思われることを一言でも良いのですので、語っていただければと思います。もし、議長よろしいでしょうか。いいですか。もし一言でもよければよろしくおねがいたします。関係ある経済課、企画課、総務課それから教育の方も当然あるかと思います。まず、その課にこれからのビジョンを述べていただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 議事録に残りますので、かなりプレッシャーがあると思いますので、ただ思いと思って受け止めていただければありがたいと思います。我と思う課長は、きっと発言を申し上げると思います。

○議長（杉本和彰君）

総務課長 高木洋一郎君

○総務課長（高木洋一郎君） 御指名をいただきましたので私の思いと申しますか、議員の御期待に添えるかどうか分かりませんが、お話をさせていただきたいと思います。議員御指摘のように、増田レポートが出まして、若い女性の数が半減するというのが熊本県では、約半数以上、町になるとほとんどがそのような状態になるという、レポートがでました。それは、私たち地方に住んでる者がそれで萎縮してはいけないとは思いますが。しかしながら、あのレポートによって、随分とそのもっと山の中にいらっしゃる方たちの気持ちを萎えさせたのかなと、それで国もこの地方創生事業というのが考え出されたこととっております。私どもの町におきましては、まだ中核的な都市に近うございます。福岡も1時間、熊本も1時間、東京も飛行機を使えば2時間半ぐらいで行きますので、そういうことを思えばこれから外に向けた戦略、それから内にあつてはその地域づくり、その集落をどう守っていくか。地区をどう守っていくか。そして町をどう守っていくか。という視点で今後の政策を考えていかなければならないと、いうふうに思っております。特に若い女性と申しますか、働き、職場が仮にここになくても30分1時間で都会の人は1時間以上かけていきますので、そういったところにも働きに行ける環境、それから、そこで働きながらも子育てのできる環境というのが、若い女性が残ることに一役買うのではないかと、今からは人口争奪戦と言われておりますので、そういったソフト事業も必要になっていきますが、ハードについても必要ではございましょうが、財政的な手もございまして、そのへんは十分配慮しながら、計画を練っていかなければならないと、私はそのように思っているところでございます。

○議長（杉本和彰君）

経済課長 坂本政明君

○経済課長（坂本政明君） 経済課ということで、町長の方からいろいろありましたけれども、

今年度の先ほど、補正通らせていただきましたけれども、地方創生によりまして、道の駅における地域拠点機能強化事業ということで、道の駅周辺と、あと民家村関係そのへんの周辺の今後の事業については、この事業を足がかりとしていろいろ検討をしていきたいと考えているところでございます。また、農業については、今担い手の育成とか、利用機械組合の創立とか、営農組織の法人化等に対しての協力体制とか、そういうのも今後強めていくような形をとらなければならないかと、考えておるところでございます。国としても中間管理機構ですか、そういう形の事業もありまして、その点についてもいろいろ議員の皆様方といろいろ協議をしながら、話を聞きながら進めていきたいと考えておりますし、農業関係のいろいろな頭首工とかいろいろ農業関係の事業的に対しても、予算の関係もいろいろあるかと思えますけれども、地域の方の要望等も聞きながらできる限り進めていきたいと考えているところでございます。経済課自体がいろいろ業務がありまして、間伐作業道の開設とか林道関係の整備とか、やることはいっぱいあるところでございますけれども、優先順位とかいろいろな財政もありますし、そのへんについては、職員等々と協議をしながら、進めていきたいと考えておりますので、今後ともよろしくお願いしたいと思っております。以上です。

○議長（杉本和彰君）

企画課長 今村裕司君

○企画課長（今村裕司君） 私の方からこの「まち・ひと・しごと」創生事業に対する思いということを書かせていただきます。今、主管課としてこの「まち・ひと・しごと」創生事業に携わり始めたところでございますけど、いろんな課のいろんな施策を取りまとめて、この創生総合戦略の中に盛り込んでいきたいと思っております。ただその、私が思うに和歌山県が今後ある姿としてですね、例えば今、和歌山県から出てらっしゃる方が戻ってくる町、帰ってきていただく町をつくっていければと思っております。そのためには、いろいろ条件等がございますけど、そのへんの整備等もこの総合戦略の中に盛り込みながら、そういう町をつくっていければという形で総合戦略を作成していきたいと思っております。以上です。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 今、各課長が思いを語ってくれましたけども、まずこの総合戦略の基本計画、これにつきましては、これはまだ課長とも話しておりません。これはまた私の思いなんですけど、是非出だしは庁内プロジェクト、あるいは協議会ということになろうかと思えますけれども、例えば農業関係ですとか、いろんなその皆さんに是非参加してもらって、皆さんの声を集めた形でそれをまとめ上げていくと、いうことが一番いいんじゃないかなというふうに考えております。今朝ほど申し上げました、まちづくりというのもそうです。各課が持っているいろんな思いをまちづくりが取りまとめて、まちづくり推進課が取りまとめていく、農林振興課あたりは、力を集中してばっと農業関係の支援と言いますか、協力体制を取っていくと、そういう形で練り上げていく、それで一番大事なことは、実現、やることが実現可能な計画じゃなくちゃいかんですもんね。だから、そのへんに意を尽くしながら、進めてまいりたいというふうに考えておりま

す。

○議長（杉本和彰君） ほかに質問はありませんか。

6 番 松村慶次君

○6 番（松村慶次君） 申し訳ございませんでした。救急に、総務課長、企画課長、経済課長本
当ありがとうございました。教育課長にもお聞きしたいんですけど、社会教育課長にお聞きした
いんですけど、私が最後に尋ねております、放課後子ども教室に対してですけれども、これはど
ういう社会教育課長は、どういう放課後教室というか、今は名前が変わりますよね、放課後子
ども総合プランという、今度4月から確か出てくるかと思います。そのことについてわかる範囲で
いいですので、答弁をお願いします。

○議長（杉本和彰君）

社会教育課長 有富孝一君

○社会教育課長（有富孝一君） 放課後子ども教室については先ほど、教育長が述べたとおりで
ございます。今、議員が言われましたように、放課後総合プランについてちょっと答弁をしたい
と思います。先ほど、教育長が申しましたように文科省の事業として、本町では平成19年から放
課後子ども教室を実施しております。それから、厚労省、厚生労働省の事業としてうちでは健康
福祉課の主体で、放課後児童クラブ、いわゆる学童保育が行われております。放課後子ども教室
については、各小学校今全部の小学校がやっておりますけれども、空教室を利用して平日の1日
から2日、あるいは多いところで3日やっていた時もありました。そういった形で平日の1、2
日を実施しております。放課後ですね。これについては地域の皆さんをコーディネーターとか学
習補助員として御協力をいただきながら、学習活動それから体験活動それから交流活動等もおこ
なっております。これについての参加料は基本的に無料ということになっております。それから、
学童保育については、私が説明するべきではないかと思いますが、町内の4つの保育園に
お願いしまして、平日ほぼ毎日行われていると聞いております。どちらも希望者ということでや
っております。学童保育については、登録料とか、利用料等が必要ということを聞いております。
この二つの事業を連携または一体化するというような事業計画として、放課後子ども総合プラン、
先ほど、議員が言われたとおりでございます。国から打ち出されたということで、これを一体的
にやるためには、いろいろとクリアしなければならない、様々な問題点等もございますけれども、
平成31年度を目標にということで、二つの事業を連携あるいは一体化とすることを目指して、行
うということで、本町においても健康福祉課といっしょになりまして、2月に早速、保育園の関
係者、ひまわり園とか関係者の方にも来ていただきまして、1回目の話し合いをしたところでご
ざいます。今後も関係課、両方が連携して学校、保育園それからコーディネーターの皆さんとの
連携を密にして、これは推進していく必要があるのかなと思っているところです。以上です。

○議長（杉本和彰君）

6 番 松村慶次君

○6 番（松村慶次君） 今、社会教育課長から説明していただきましたけど、実際は、本当は放
課後子ども教室というのは、週今2、3回の段階ですよ、本当に、1、2回、失礼しました。

1、2回ですけど、本当に困られてる親御さんは一応、子育て支援のところで聞きましたけど、夏休み、春休み、そういう長い休みの時の子どもさん預かり、そういうのが一番親御さんは困ってられると思うんですよ、誰かじいちゃんかばあちゃんか家にいらっしゃるならいいんですけど、ほとんど今は若い人は、ですね。お互い共働きで働いておられますので、それが生活のたねでございまして、そういうこの夏休みとか冬休み、そういう長い休みでもできるような、この総合プランですか、それはできないのか伺います。

○議長（杉本和彰君）

社会教育課長 有富孝一君

○社会教育課長（有富孝一君） 放課後子ども教室については、教育委員会の方でやっておりますけれども、これはもうやはり夏休み等は長期休暇中は現在やっておりません。健康福祉課の方でやっております放課後児童クラブ、学童保育については夏休み等もやっておると聞いておりますので。以上です。

○議長（杉本和彰君）

健康福祉課長 堤 一徳君

○健康福祉課長（堤 一徳君） 今、議員お尋ねの放課後総合プランの中で夏休み、冬休み等の長期期間中も子どもを預けられないかというようなことだと思います。うちの方で現在やっております、保育園にお願いしてやっております放課後児童クラブ、これにつきましては小学校1年生から3年生までの対象者をお願いしてやっております。長期休暇中、夏休み等についても御協力いただきまして、していただいておりますけれども、何せ保育園の1室を利用しているということになりますので、どうしても人員のすべてを賄うというようなことは非常に難しいという部分でございまして。今議員おっしゃっております放課後総合プラン、これにつきましては一応学校等の空き教室を利用したという部分の中での総合プランを立てていくようにと、いうふうなことでやっておりますので、そのへんについては今後、まだ始めたばかりですので、教育委員会と一緒に、そういう部分を31年度までには達成したいという部分で考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（杉本和彰君）

6番 松村慶次君

○6番（松村慶次君） 私は、すぐにでも要するに子どもさんを預かって、安心、安全に預かっていただくのが、する方じゃないかと思えますよ。31年度までってあと何年あるですか。本当に少し考えながら、あのですね、職員さんは私と一緒にちょっと話したんですけど、本当に困られています。何でかという、ひまわり園にも行ったんですけど、ひまわり園にはですね、どうしてもひまわり園の本当の要するに仕事は、幼稚園、保育園ですよね。その後の仕事を、もう一つの後の仕事でたまたま預かってられるのが、一応30名ということだったんですよ。定員が。本当は今40名いらっしゃるそうです。これをどぎゃんかしてやらんといかんかなってということも聞きました。それから、この町の職員さんとちょっと話した時に、来年はどれくらい今度いらっしゃるかとしたら、50名ほどいらっしゃる。今度20名も今度、待機というかそういうのも待つか

んといかん、本当に住みやすい和水町づくりだったら、まず、子どもさん安全、安心なそういう前向きな考えをしていくのが、執行部の課長さんたちの考えですよ。ですね。課長もう1回答よろしくお願いします。

○議長（杉本和彰君）

健康福祉課長 堤 一徳君

○健康福祉課長（堤 一徳君） 今、議員様がおっしゃっております、30名、40名、来年は50名の予想という部分でございますが、実質、そのように1年生から3年生までの子どもさんの部分の中で、保育園の方で放課後児童クラブという形でお預かりしていただく部分については、多いというふうなことは聞いております。ただ、保育園の方も施設の大きさがありますので、それ以上に向こうの方で、入れていただくことができません。そのへんについては、できるだけここに放課後総合プランの部分で書いてありますように、空き教室等を利用できればと思っておりますが、そのへんも私たちだけの一存だけでもできない部分がありますので、今から十分に早め早めの対応をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（杉本和彰君）

6番 松村慶次君

○6番（松村慶次君） 福祉課はそれだけしかわかりませんが、空き教室はあとは教育関係ですよ、とにかく今は、生徒数が少ないので空き教室はあると思うんですよ。その利用はできないのか教育課長に、課長、教育長どちらからでもよろしいですけど、答弁をお願いします。

○議長（杉本和彰君）

教育長 小出正泰君

○教育長（小出正泰君） 今、松村議員がおっしゃったように確かに非常にこう子どもが、放課後そのままの状態でおるので、是非どこかで見ていただきたいという安心、安全な場所を確保して過ごさせていただきたいというのが、この大きなねらいだろうと思うし、と同時に学童保育では、ねらいが若干違いまして、一つは皆様ご存知のように、小1ギャップていうのがございます。なかなか、保育園、幼稚園の生活から小学校の時間帯、それから生活に慣れないと、だからそういうものにも少しでもいち早く慣れ親しむと、そういうようなねらいも若干ありましたので、そういうねらいも踏まえながらやはり、また課題が確かにいくつかございます。コーディネーター、非常にボランティア的で、いくらこうあるにしても非常に安い、それから指導員、そういう方々の確保、もう一つは主旨自身が放課後子ども教室のコーディネーターと、それから学童保育、児童クラブの方のそれについては、兼ねる仕事としては、兼ねることはできないというような、いくら制約もあるようですので、そのあたりはやはりもう一度、精査しながらそしてやはり学校の空き教室、そしてしかも活用ができるようであればそういうところもやはり検討していかなければいけないし、それから地域の方々に是非これは協力をお願いして、指導員とコーディネーター等をお願いしなければならない。やはり、そういう方々が、いなければなかなかできない部分もございます。そのあたりは今後、健康福祉課等とも十分ないろんな課題等出しながら、前向きにできる方向で検討はしていきたいと思っております。当面は、平成27年度は放課後子ども教室等

については実施するという事で、既に会議をいつ頃するとか具体的な計画まで入っているところでございます。以上でございます。

○議長（杉本和彰君）

社会教育課長 有富孝一君

○社会教育課長（有富孝一君） 平成31年度までということで、ちょっと誤解があるといけませんので、今教育長も言いましたように、放課後子ども教室は今後も続きますし、放課後児童クラブ、学童保育についてもこれからも続けられると思います。それを、一つにするのが31年度までということですので、誤解のないようにお願いいたします。以上です。

○議長（杉本和彰君）

6 番 松村慶次君

○6 番（松村慶次君） 今、教育長からも言われましたけれども、それは前の要するにあれと一緒にじゃないとですか、それは4月から始まるこの放課後総合プランですれば、あれは要するにコーディネーターの方は一般からでしょ、コーディネーターの方っていうのは。じゃなくて、これをこの活用すれば国からの補助金もでるとかちょっと聞いたんですけど、そこはいかがでしょうか。

○議長（杉本和彰君）

社会教育課長 有富孝一君

○社会教育課長（有富孝一君） 放課後子ども教室については、国が3分の1、県が3分の1、町が3分の1というような、ただ使ったあれによってはその対象にならない金額がありますので、実際3分の1以上の持ち出しは、町としてはやっておるところです。以上です。

○議長（杉本和彰君）

6 番 松村慶次君

○6 番（松村慶次君） それでは、今後そしたら各保育園が和水町に4つですか、公営が一つあとは私立が3カ所ありますよね。その方たちと、1回連携を取りながら、ちょっと話していただけないでしょうか。ちょっと向こうからも保育園の先生からいろんな相談を受けてますので、もし、本当にそういう子どもをみるっていうか、そういう預かってする、その方法はできると思うんですけどね。他ではしてあるところがあるそうですので、よろしくお願いします。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） いろいろ、松村議員には質問というよりも、むしろアドバイスをいただいたような感じがいたしております。実は、私も去年、一昨年12月までは放課後子ども教室のコーディネーターで行っておりまして、なかなかボランティアでやると時間と曜日が決まっておるもので、難しかところがありまして、そのへんはうまい具合にこうちょっと今頃には浮かびませんけども、うまい具合に、組織化しなくちゃいかん。やっぱ地域の皆さんがうんと関心を持ってもらわないかと、いうようなところがありますね。だけん、なかなか組織づくりは簡単じゃないと思いますけども、ただ御質問の主旨はよく理解をさせていただきました。大事なことだと

思います。ありがとうございます。

○議長（杉本和彰君）

6 番 松村慶次君

○6 番（松村慶次君） 前向きにお互い前向きに考えていただいて、ここは福祉課がしているここは教育委員会がしてるとか、そういう関係じゃなくてお互い和水町の職員さんですよ、しっかり頑張ってください。よろしくお願いします。終わります。

○議長（杉本和彰君） 以上で松村議員の質問を終わります。

以上で、本日の日程は、全部終了しました。

12日の一般質問は、午前10時から会議を開きます。

本日はこれで散会します。

御起立願います。お疲れさまでした。

散会 午後 5 時40分